

第6次

日高村総合振興計画

〔令和3年度 → 令和12年度〕

あふれる村
笑顔と希望
安心安全で



HIDAKA VILLAGE PRIDE



高知県日高村



はじめに

日高村では、昭和45年度に地方自治法に基づく「日高村総合振興計画」を策定し、以降、第5次（平成23年度から平成32年度（令和2年度））までその年代の課題解決のための計画を策定し、取り組みを進めてまいりました。

総合振興計画は、村が取り組む計画の中で最上位に位置する計画で、今後10年間で進むべき村づくりの方向を見定め、それにむかって取り組んでいくための総合的な指針となるものです。

計画は、村が目指す村づくりの基本的な方向性を示す「基本構想」、基本構想で位置づけた将来像を実現するための施策を具体化した「基本計画」、基本計画を具体化する「実施計画」で構成されています。

近年の社会情勢の変化は著しく「ソサイエティ5.0」といったデジタル革新等による新たな社会や、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）など、世界的な視点も必要となっています。本計画においては「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」を基本理念とし、将来像を「安全・安心で笑顔と希望あふれる村」としています。そして、将来像実現のための8つの基本方針と35の施策を定めています。

治水事業の早期完成による安心、安全の村づくり、デジタル技術の導入等による生活の質の向上を図りながら、今後も日高村が日高村であり続けるために本計画を実行性のあるものにしていきたいと存じます。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りました方々、関係者各位、熱心にご審議いただきました日高村総合振興計画策定員の皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月



日高村 村長
戸梶 眞幸

目次

第1部 基本構想

第1章 計画策定の趣旨と役割、構成と期間	9
1 計画策定の趣旨	9
2 計画の役割	10
3 計画の構成と期間	10
第2章 計画の基本理念と日高村の将来像	12
1 日高村総合振興計画の基本理念	12
2 日高村の基本目標と将来像	14
第3章 将来像実現のための基本方針と基本施策	16
1 基本方針	16
2 基本施策	17
第4章 目標人口と土地利用構想	29
1 人口の目標	29
2 土地利用の構想	29

第2部 基本計画

第1章 持続的発展を見据えた安全な基盤づくり	33
1 浸水及び治山対策の推進	33
2 地震災害等に対する消防・防災対策の充実	34
3 犯罪や事故のない住みよい基盤づくりの推進	37
4 危機管理体制の一層の強化	39
第2章 自然と共生した快適な住環境づくり	41
1 計画的な土地利用の推進	41
2 住宅施策の推進	42
3 道路・交通環境の充実	44
4 情報化の推進	46
第3章 活力と交流を生み出す産業づくり	49
1 農林業の振興	49
2 商工業の振興	54



3	観光・交流の振興	56
4	消費者対策の推進	59
第4章 子育て支援と健康・福祉の村づくり		61
1	子育て支援の充実	61
2	高齢者福祉の充実と介護保険事業の適正運用	63
3	障がい者支援の充実	67
4	地域福祉の充実	71
5	健康づくりと疾病予防	72
6	社会保障制度の適正運用	74
第5章 教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり		77
1	学校教育の充実	77
2	生涯学習の推進	80
3	スポーツの振興	82
4	文化芸術の振興	84
第6章 自然と共生する環境重視の村づくり		86
1	環境施策の総合的推進	86
2	廃棄物処理等環境衛生の充実	89
3	水道・生活排水処理の充実	91
第7章 村民との協働の村づくりと行財政改革の推進		93
1	人権尊重の村づくりの推進	93
2	男女共同参画社会の形成	94
3	コミュニティの育成	96
4	村民と行政との協働の村づくりの推進	98
5	自立した自治体運営の推進	100
第8章 重点プロジェクトの推進		103
1	浸水被害の少ない日高村づくりプロジェクト	103
2	地域ブランディング再構築プロジェクト	104
3	村内企業就業者のための集合住宅の建設プロジェクト	106
4	カルテット・プロジェクト(家庭・地域・教育・福祉の連携)	108
5	JR日下駅の再生活用プロジェクト	109

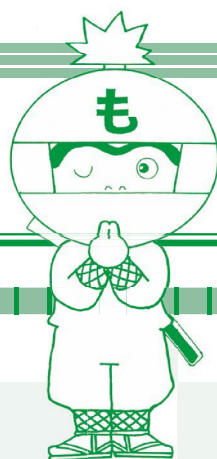
第3部 資料編

1	日高村の概要	113
	(1)位置と地勢、沿革等	113
	(2)人口と世帯	114
	(3)就業構造	114
2	SDGsのゴールとターゲット	115
3	日高村振興計画審議会条例	118
4	振興計画諮問書、及び、振興計画答申	119
	(1)振興計画諮問書	119
	(2)振興計画答申	119
5	日高村振興計画審議会委員名簿	120
6	日高村振興計画策定委員会委員名簿	121
7	第6次日高村総合振興計画にかかる取り組み	122



第1部

基本構想





第1章

計画策定の趣旨と役割、構成と期間

1 計画策定の趣旨

日高村では、これまで第5次日高村総合振興計画(平成23年度～平成32年度)に基づき「人と人、人と自然が輝き合う 元気創造拠点・日高村」という将来像の実現に向け各種施策を村民とともに積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

この間、国による経済対策、県による産業振興計画の実施により、高知県の有効求人倍率は*リーマンショック後の平成21年度の0.41倍を底に、平成27年11月の1.02倍、以降、令和2年4月まで1倍を超える状況となっています。しかしながら、本村においても少子高齢化の急速な進行に歯止めがかからず、第5次日高村総合振興計画で掲げた人口目標を下回っています。

また、地球温暖化や*新型コロナウイルス感染症等により、新たな生活様式が求められるなど、本村のみならず、世界的な情勢は、大きく変化しています。

さらに、治水対策や南海トラフ地震、感染症対策など安全・安心が強く求められている一方、厳しい財政状況が続くことが見込まれていることから、行財政運営の一層の効率化を図り、新しい自治体経営を進めていかなければなりません。

このため、村民の村づくりの共通目標として、また、村の新たな経営指針として、ここに「第6次日高村総合振興計画」を策定します。



*リーマンショック／アメリカの投資銀行のリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが2008年9月15日に経営破綻し、これに端を発し、世界規模で金融危機が発生した事象の通称。

*新型コロナウイルス感染症／飛沫や接触を介して人に感染する新型のコロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症。2020年には全世界に感染が広がりました。



2 計画の役割

総合振興計画とは、あらゆる行政活動の基本となる自治体の最上位計画です。本計画は、こうした位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定します。

(1) 村づくりの共通目標

日高村民にとっては、これからの村づくりの方向性や必要な取り組みを共有し、村づくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

(2) 総合的な経営指針

日高村行政においては、地域主権の時代にふさわしい自立した日高村をつくり上げ、将来にわたって持続的に経営していくための総合的な指針となるものです。

(3) 村の主張・情報発信

国や高知県、周辺自治体に対しては、必要な施策や事業を村として主体的に要請していく、言わば日高村の主張を示すものであるとともに、全国に向けて日高村を積極的に情報発信していくものです。

3 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、本村の特性や課題を総合的に勘案し、10年後の将来像と、その実現に向けた基本方針と基本施策等を示したものです。期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

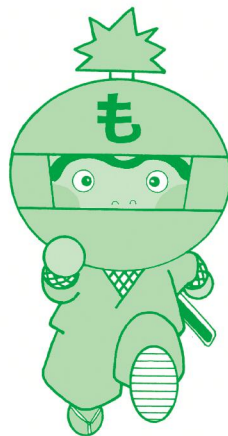
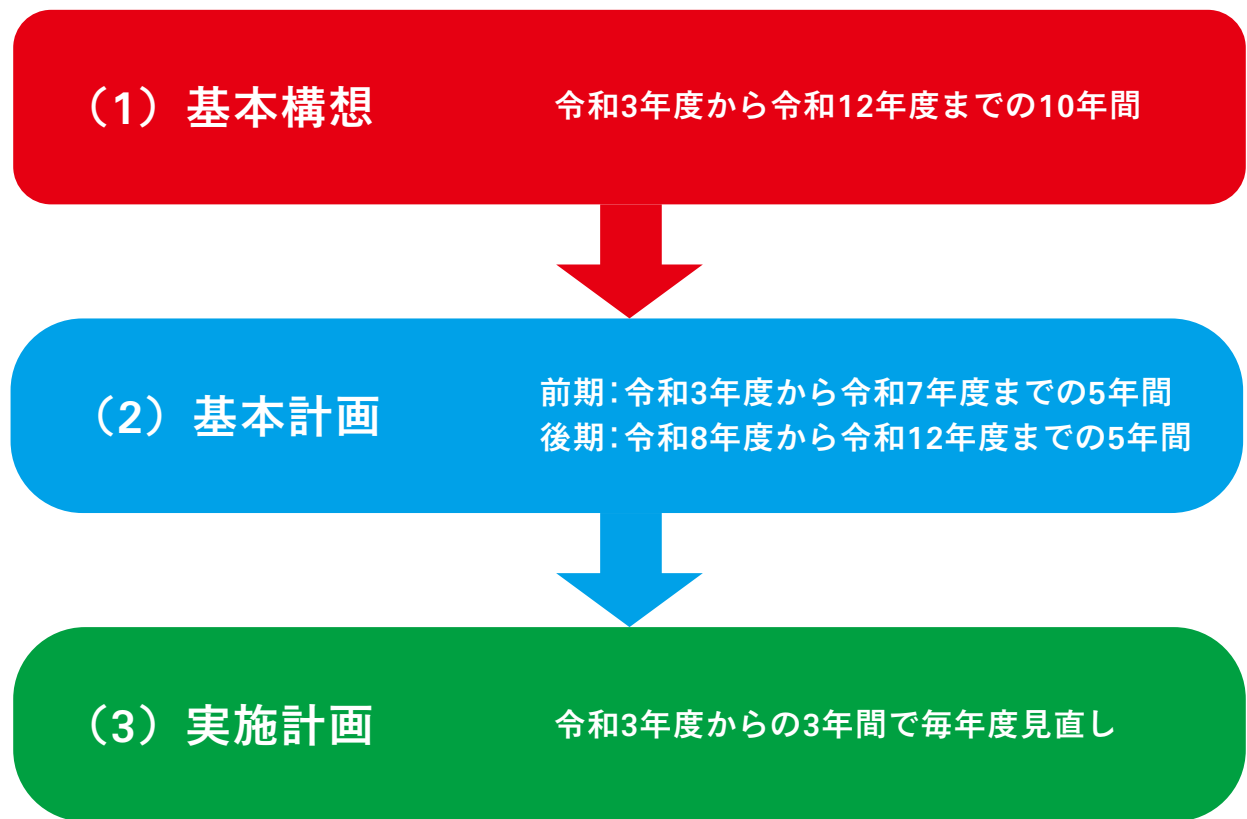
基本計画は、基本構想に基づき、基本方針と分野ごとの主要な施策を示したものです。期間は、社会・経済情勢の変化に対応できるよう、前期の基本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、後期の基本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源等を示したものです。期間は、令和3年度からの3年間で、毎年度、見直しを行います。



図 計画の構成



1 日高村総合振興計画の基本理念

(1) 基本理念とは

基本理念とは、計画策定の根底にある基本的な考え方であり、根本に据える概念(コンセプト)といえます。それは、単なる「目的」ではなく、終始一貫してブレることのない基本的な方向性を意味し、物事に取り組む際の思想・姿勢・方針を表します。

(2) 地域に誇りを持つことが重要

全国の地域おこしのまちづくり活動を真摯に実践している方々から聞かれるキーワードは、地域への『誇り=愛着=郷土愛』です。郷土愛とは、自らが育った地域に対して愛着を抱く心情です。

日高村においては「オムライス街道」が有名となり、子どもたちは、小学校の子ども新聞に「オムライス街道」のことを記事にしています。このようなことから、子どもたちの中に日高村への誇りが芽生え始めてきています。子どもたちに芽生えている郷土への誇りをさらに高めていく必要があります。当然、全村民が日高村に『誇り=愛着=郷土愛』を持てるようにすることが必要です。

シビックプライド(Civic Pride)という言葉があります。近年、まちづくりにおいて、このシビックプライドという言葉が、日本においても使われるようになってきました。シビックプライドとは、Civic とPrideの合成語であり、都市に対し市民が「誇り」「愛着」「共感」を持ち「まちのために自ら関わっていかこうとする気持ち」のことです。

これを日高村に変えると、ビレッジプライド(village Pride)と言えます。ビレッジプライドは、村への「誇り」「愛着」「共感」を持ち「村のために自ら関わっていかこうとする気持ち」です。「村をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「自分がこの村の未来をつくっている」という当事者意識を伴う自負心です。こうした気持ちを持つ村民には、地域づくりへの積極的な参画が期待できます。



(3) 持続可能な社会の実現

世界的なテーマとしては、《SDGs》があります。

「SDGs(Sustainable Development Goals)」は、「持続可能な開発目標」と訳されます。これは、2015年、国連総会において、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針で「持続可能な発展(開発)」のための2030*アジェンダとして採択されました。

SDGsは、複雑な社会的、経済的、環境的課題を幅広くカバーしており、17の目標と169のターゲットから構成されています。(資料編参照)

《SDGs》の《SD》とは、持続可能な開発(発展)(Sustainable Development)の省略形です。《SD》は、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発(発展)で「環境」と「開発(発展)」を、互いに反するものではなく、共存し得るものとされます。したがって、開発(発展)は、環境保全を考慮した節度ある開発(発展)が可能であり、かつ、重要であるという考えに立つものです。これは、基本的な共通理念として、国際的に広く認識されています。

図 SDGsの17の目標



*SDGs(エス・ディ・ジィ・ズ)／SDGs(Sustainable Development Goals)は、「持続可能な開発目標」と訳されます。SDGsは、2015年、国連総会において、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針で「持続可能な発展(開発)」のための2030アジェンダとして採択されました。そして、SDGsは、複雑な社会的、経済的、環境的課題を幅広くカバーしており、17の目標と169のターゲットから構成。

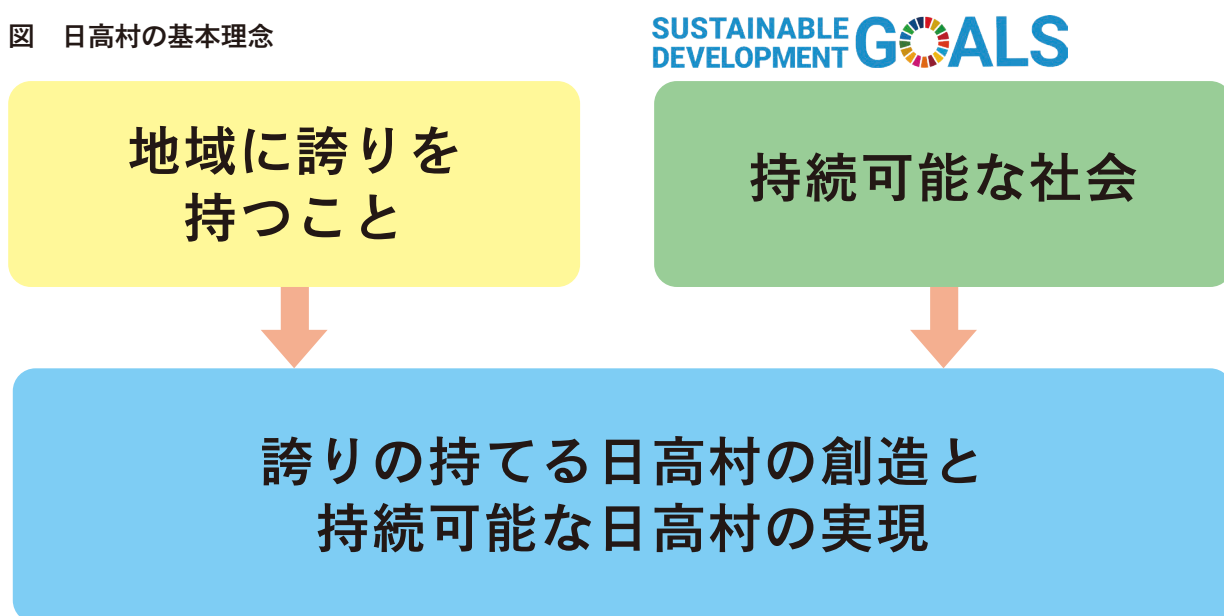
*アジェンダ／会議で論ずる事項(議題)。



(4) 日高村の基本理念

前頁のことから、日高村の基本理念は「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」とします。

図 日高村の基本理念



2 日高村の基本目標と将来像

(1) 基本目標

基本理念「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」を担保する日高村の基本目標は、以下のとおりです。

「誇り」の持てる、あるいは「誇り」に思えるためには、有名な《ひと》《もの》《こと》が、幾つもあること、あるいは、新たに創り出すことが重要です。しかし「日高村の歴史は、水害の歴史」と言われるように、水害が大きな課題となっています。したがって「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」のための前提条件として《安全》性の確保は、大変に重要です。そして「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」の基盤として《安心》して地域で生活できることは必要条件です。《安全・安心》は、生活の根本を支えている基盤です。したがって、ここ10年の基本目標は「安全・安心の基盤づくり」とします。

1) 《安全》の確保

日高村で安全を脅かすものは災害です。日高村で起こりうる災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑り、その他の異常な自然現象です。この10年間においては、治水対策・治山対策と地震防災対策を実施し、村民の生命、身体及び財産を保護することが求められます。『食の安全』『交通安全』などもあります。



2) 様々な《安心》の確保

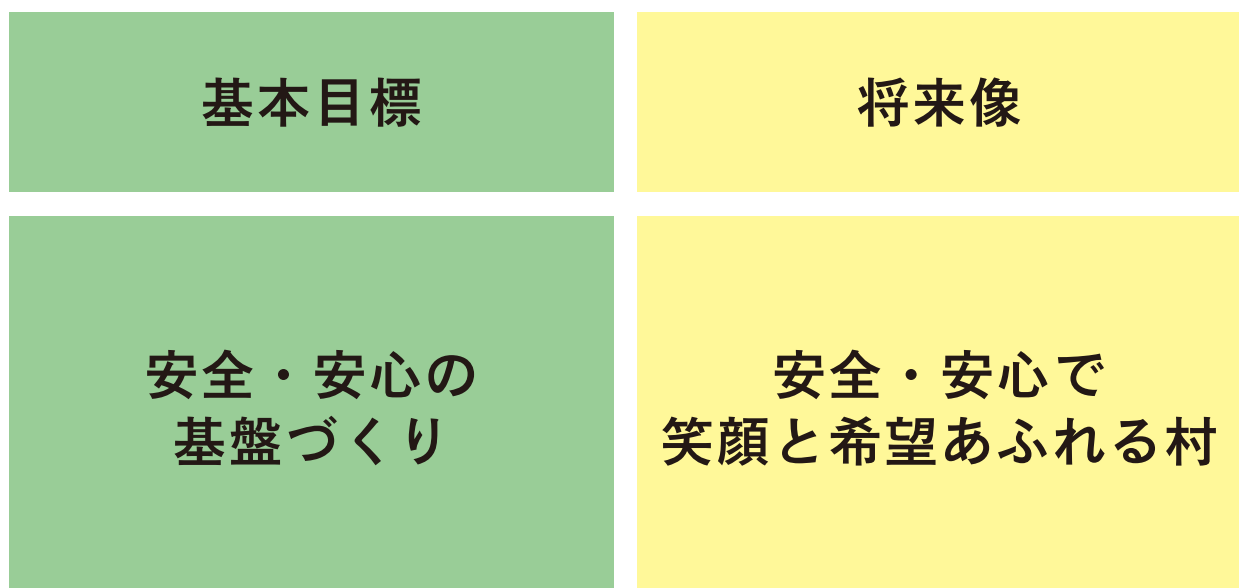
《安心》は、日本国憲法で保障されている『基本的人権の享有』や『自由・権利の保持』『個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉』『法の下での平等』等は前提といえます。その上で、生活基盤が確保されている必要があります。生活基盤とは、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤（道路、鉄道、上下水道、電気・通信網等はもちろんのこと、学校、病院などを含む）と位置づけられ、公共の福祉のために整備（提供）される施設（*インフラストラクチャー）の総称です。

また、生活の根本を支える基盤としての経済的な《安心》の確保は、特に重要です。そのためには、日高村における各種産業の振興や雇用の確保等が求められます。また、子育てや健康・福祉への《安心》学校教育への《安心》地域文化への《安心》地域の自然環境等への《安心》など、様々な《安心》の確保が求められます。

(2) 将来像

日高村の将来像は、基本目標の「安全・安心の基盤づくり」を基に、村民が楽しく、笑顔があふれ、希望に満ちた村であることを祈念し「安全・安心で笑顔と希望あふれる村」とします。

図 基本目標と将来像



*インフラストラクチャー／生活基盤、産業基盤、交通基盤、通信基盤、金融基盤といった社会基盤の総称。道路、鉄道、水路、港湾、空港、河川、通信施設、上下水道、排水施設、発電所、学校、病院、公園、公営住宅等が含まれる。



1 基本方針

これまでの基本理念や基本目標・将来像の実現に向けての基本方針は、1.持続的発展を見据えた安全な基盤づくり、2.自然と共生した快適な住環境づくり、3.活力と交流を生み出す産業づくり、4.子育て支援と健康・福祉の村づくり、5.教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり、6.自然と共生する環境重視の村づくり、7.村民との協働の村づくりと行財政改革の推進、8.重点プロジェクトの推進の8項目です。

図 将来像と基本方針

将来像	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安全・安心で笑顔と希望あふれる村</p>	1 持続的発展を見据えた安全な基盤づくり
	2 自然と共生した快適な住環境づくり
	3 活力と交流を生み出す産業づくり
	4 子育て支援と健康・福祉の村づくり
	5 教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり
	6 自然と共生する環境重視の村づくり
	7 村民との協働の村づくりと行財政改革の推進
	8 重点プロジェクトの推進



2 基本施策

前頁の8つの基本方針に対応した基本施策は、下記のとおりです。

(1) 持続的発展を見据えた安全な基盤づくり

「日高村の歴史は水害の歴史」と言われるように、私たちの祖先の血と汗の闘いの後が刻み込まれています。村の中央部に流れる日下川は、河川自体の勾配の緩い河川で、ひとたび大雨がくると仁淀川より水が逆流してくるといった内水被害を起こす河川です。

昭和50年の台風では、未曾有の災害となりました。その対策として、日下川放水路や日下川調整池などの整備に取り組みしました。昭和57年に日下川放水路が完成した以降は大きな浸水被害はありませんでしたが、平成26年8月、二度に渡る台風の豪雨により、日下川と戸梶川が氾濫し、本郷、岩目地、沖名、下分地区で浸水被害が起きました。治水等の防災力の強化は日高村の最重要課題であり、水害や地震災害等の自然災害に対する基盤整備を積極的に推進します。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルスの蔓延に対する対策を教訓として、今後の感染症に対する対策等を推進します。さらに、そのための危機管理体制の一層の強化を図ります。そのことにより、安全な暮らしが実感できる環境づくりを推進します。

1) 治水及び治山対策の推進

本計画では水との闘い最終章として、日下川床上浸水対策特別緊急事業等の早期完成を目指し、国や県と連携して、ハード事業とソフト事業の両面で日高村の総合的な治水対策を促進します。また、山地災害の未然防止に向け、危険箇所の再調査・点検を行い、区域指定の促進等の治山対策を推進します。

2) 地震災害等に対する消防・防災対策の充実

南海トラフ地震の災害に備え、強い安全な村づくりを推進するため、住宅等の耐震化をはじめ、消防団の充実や広域的な常備消防・救急体制の充実、自主防災組織の育成や防災訓練の充実、消防・防災体制の強化を図ります。

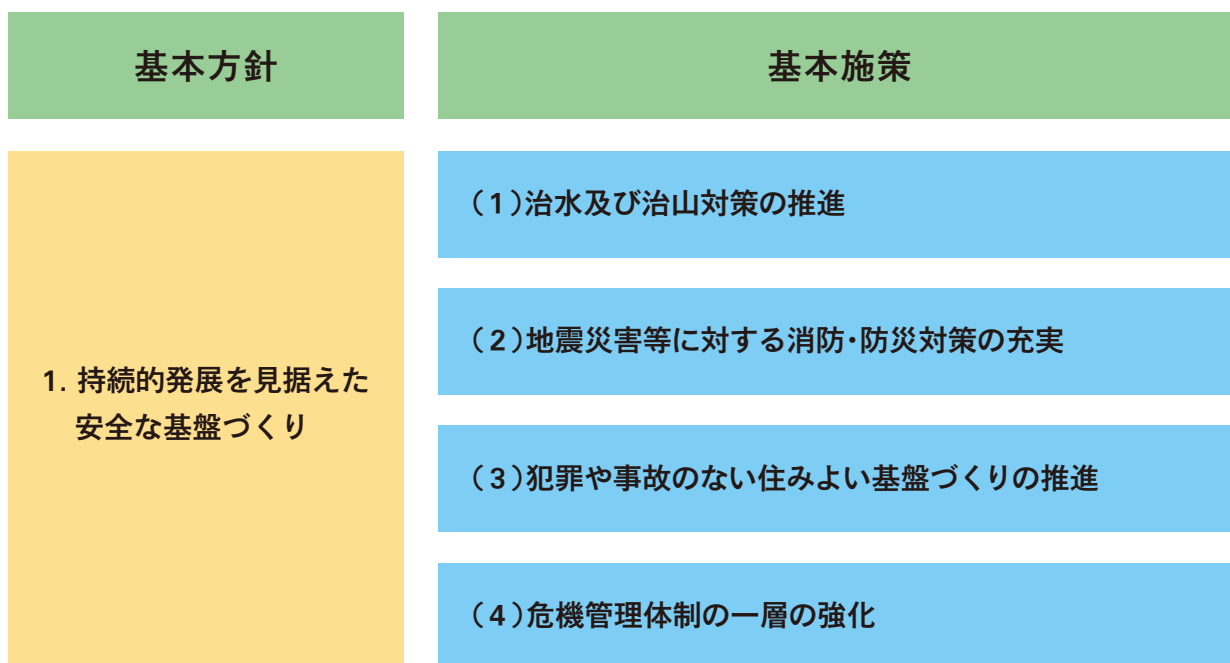
3) 犯罪や事故のない住みよい基盤づくりの推進

さらに、犯罪や事故のない住みよい村づくりに向け、村民や村民団体等の自主的な防犯・パトロール活動の促進、防犯灯の設置、村民の交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備に努めます。

4) 危機管理体制の一層の強化

前頁の災害や感染症対策等に備え、危機管理体制の一層の強化を図ります。

図 持続的発展を見据えた安全な基盤づくりの基本施策



(2) 自然と共生した快適な住環境づくり

本村は、高知市に近接する恵まれた交通立地条件にあります。この恵まれた交通立地条件を最大限に生かし、村の持続的発展を見据えた計画的な土地利用を図ります。また、定住人口、及び、交流人口の増加、産業の振興、村内地域間の連携強化の基盤となる住宅・宅地の整備や人・物・情報の交流を一層促進する道路・交通・情報ネットワークの整備を進め、自然と共生し、快適な住環境づくりを推進します。

1) 計画的な土地利用の推進

優れた自然環境と産業活動、村民生活が調和した良好な地域環境を形成し、秩序ある発展を図るため、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の総合調整を図りながら、計画的な土地利用を推進するとともに、土地を適正かつ有効に利用するため、地籍調査事業の成果を地理情報システムにおいて活用します。

2) 住宅施策の推進

定住・移住の促進に向け、民間開発の適正な誘導等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を促進するとともに、村営住宅の建替・改善・払い下げ等を計画的に進めます。また、これら住宅施策等と連動し、定住・移住を促進する効果的な支援施策を推進します。



3) 道路・交通環境の充実

高知市に近接する村としての交通立地条件の一層の向上と安全性の強化、村内地域間の連携強化に向け、国道33号高知西バイパスの早期全線開通、国道33号と194号線を結ぶための能津トンネル、及び、県道の改良や歩道設置等を関係機関に積極的に要請していくとともに、村道網の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進します。公共交通機関については、JR土讃線の利用者の増加や*デマンドバスの運行の充実に努めます。

4) 情報化の推進

村民サービスの向上と自治体経営の効率化、村全体の活性化に向け、これまでの取り組みを生かした行政内部の情報化を一層推進するとともに、全村的に整備された光ケーブル網を活用し、村内全戸に配布した*IP告知端末による情報提供等、多様な分野における情報サービスを充実し、*電子自治体の構築と村全体の情報化を一体的に進めます。

また、*society5.0の実現に向けた人材育成や最新テクノロジーによる課題解決の手法等を研究し、戦略的な取り組みを推進します。

図 自然と共生した快適な住環境づくりの基本施策



*デマンドバス／利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運航スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通。

*IP(アイピー)告知端末／IPネットワークを利用して、センター内の放送装置からの告知放送を受信し、放送する端末。

*電子自治体／コンピューターやネットワークなどの情報通信技術(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。



(3) 活力と交流を生み出す産業づくり

地方産業、経済が低迷し、地域での産業の再生が求められます。そのためには、村全体の活力の向上に向け、村経済の活性化と雇用の場の創出、特色ある特産品を生み出す必要があります。そこで、農業の村としての特性や、優れた自然環境・文化遺産等を生かしながら、基幹産業である農業の振興と観光・交流機能の強化を中心に、林業、商業、工業に至るまで、地域に密着した支援施策を推進し、観光・交流を柱とした新たな時代の活力ある産業の育成を図ります。

1) 農林業の振興

本村の基幹産業である農業の振興に向け、農業生産基盤の一層の充実や耕作放棄地対策を進めながら、担い手の育成・確保による経営体制の強化を進めるとともに、シュガートマトや茶等の農産物の一層のブランド化や新たな特産品・加工特産品開発の支援、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、「村の駅ひだか」の活性化等による農産物直売体制の充実やPRの強化等による地産地消の促進等、多面的な取り組みを一体的に推進します。

また、木材生産機能はもとより、水源のかん養や生活環境の保全など森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合やNPO法人等との連携のもと、適正な森林管理・整備を促進します。

2) 商工業の振興

商工会との連携のもと、地域に密着した魅力ある商業経営の促進や国道33号沿線の景観整備等を進めるほか、既存企業の活性化の促進や、工業用地の確保による優良企業の誘致に努めます。

3) 観光・交流の振興

交流人口の増加、観光・交流から定住・移住への展開に向け、生態系や*地質遺産(ジオパーク)をはじめとする優れた自然環境、貴重な文化遺産、農業資源等の多様な地域資源を生かし、*環境保全型観光や体験型観光の振興に向けた取り組みを重点的に進めます。

*Society 5.0(ソサエティ5.0)／Society 5.0とは、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。Society 5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会。





また、*インフラツーリズム魅力増強プロジェクトにおいて、令和2年にモデル地区として日下川新規放水路が選ばれました。これは、国土交通省が、そのプロジェクトの中で、モデル地区で得られる知見を全国のインフラ施設などに展開していくことを目的に社会実験するもので、日下川新規放水路の日本最長級の高度な技術を要する水路トンネルといったものや、仁淀ブルーなどの観光資源と連携することで、日高村の様々な治水施設と水害の歴史を絡めた新たな観光資源として展開することを目指します。

4) 消費者対策の推進

悪質商法等による被害の防止と解消に向け、関係機関との連携のもと、消費者に対する啓発や情報提供、相談の充実に努めます。

図 活力と交流を生み出す産業づくりの基本施策

基本方針	基本施策
3. 活力と交流を生み出す産業づくり	(1) 農林業の振興
	(2) 商工業の振興
	(3) 観光・交流の振興
	(4) 消費者対策の推進

* **地質遺産(ジオパーク) Geopark** / 地球科学的な価値を持つ遺産(大地の遺産、ジオヘリテイジ、英: geoheritage)を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラム。ジオパークは、地球・大地を意味するジオ(Geo)と公園を意味するパーク(Park)と組み合わせた言葉。

* **環境保全型観光** / 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

* **インフラツーリズム** / ダム、橋、港、歴史的な施設等、インフラ施設を観光すること。



(4) 子育て支援と健康・福祉の村づくり

国や高知県の水準を上回る勢いで進む少子高齢化、子育て支援や健康・福祉の充実を求める村民ニーズは、高くなっています。充実した子育て環境や福祉の村としての歩み、地域連帯感の強い日高村の村民性等を生かしながら、子育て支援体制、保健・福祉体制の一層の充実を図り「子育てするなら日高村」「老後を過ごすなら日高村」と内外から評価される村づくりを進めます。

1) 子育て支援の充実

村の宝である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、これまでの取り組みを生かしながら、子育てに関する情報提供や相談・学習・交流の場の充実、保育サービスの充実、経済的支援の推進をはじめ、子育て家庭を村全体で応援する体制の一層の充実を図ります。

2) 高齢者福祉の充実と介護保険事業の適正運用

高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、福祉の村としての特性を一層発揮しながら、生活支援体制の整備や介護体制の充実、社会参加の促進等に努めるとともに、福祉団体や福祉ボランティア、NPO法人等による地域で支え合う福祉活動を促進、介護予防の普及啓発や*フレイル予防により、すべての人が安全で安心して暮らせる村づくりを進めます。

3) 障がい者福祉の充実

障がいのある人も障がいのない人も、誰もが分けへだてなく、ともに生きていくことのできる社会、そして、生まれ育った地域で住民の一人ひとりが役割をみつけ、いきいきと輝いて暮らせる社会の実現を目指します。

4) 地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人と人がつながり、お互いに支え支えられる地域福祉体制の充実を図ります。

*フレイル／加齢に伴い身体の前備能力が低下し、健康障害を起しやすくなった状態。





5) 健康づくりと疾病予防

村民が健康で文化的な生活を営み、生涯にわたって元気に安心して人生を送れるよう、健全な生活習慣の確立に向けた村民の健康管理意識の醸成と自主的な健康づくり活動の促進を基本とした村づくりを進めます。

6) 社会保障制度の適正運用

村民が健康で文化的な生活を営み、老後に不安のない人生を送れるよう、国民健康保険や国民年金、生活保護などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

図 子育て支援と健康・福祉の村づくりの基本施策

基本方針	基本施策
4. 子育て支援と 健康・福祉の村づくり	(1) 子育て支援の充実
	(2) 高齢者福祉の充実と介護保険事業の適正運用
	(3) 障がい者福祉の充実
	(4) 地域福祉の充実
	(5) 健康づくりと疾病予防
	(6) 社会保障制度の適正運用

(5) 教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり

次代の本村を担う子どもたちが「生きる力」を育むため、地域に根ざした特色ある学校教育の充実を図ります。また、誰もが自発的に学び続けられる生涯学習社会の形成、地域文化の継承・創造に向け、村民活動が活発な村としての特性等を生かしながら、村民主体の学習・文化・スポーツ活動の一層の活発化や貴重な文化遺産の保存・活用を進めます。

1) 学校教育の充実

子どもたちが次代の本村を担う大人として成長していくことができるよう、学校施設・設備の整備充実など安全で快適な教育環境の整備を進めます。また、保・小・中の連携や、学校と家庭・地域の連携を一層強化しながら、本村の自然や文化、産業などの教育的資源を生かした特色ある教育活動の推進をはじめ、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身など「生きる力」を育む学校教育を推進します。

2) 生涯学習の推進

村民が生涯にわたって学び続け、自己を高め、その成果が村づくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、村民の学習ニーズに即した学習機会の提供や自主的な学習活動の促進に努めるとともに、放課後や週末の子どもの居場所づくりなど、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

3) スポーツの振興

子どもから高齢者まで、誰でも、何時でもスポーツや健康づくりに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ「ひだか茂平クラブ」の運営を支援します。

4) 文化芸術の振興

生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、村民主体の文化芸術活動の促進に努めるとともに、文化財や天然記念物の適切な保護・保存、無形文化財の保存・継承に努めます。



図 教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくりの基本施策

基本方針	基本施策
5. 教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり	(1) 学校教育の充実
	(2) 生涯学習の推進
	(3) スポーツの振興
	(4) 文化芸術の振興

(6) 自然と共生する環境重視の村づくり

地球環境保全の時代や安全・安心の時代が到来し、環境保全を求める村民ニーズが高まっています。優れた自然環境と共生する環境重視の村づくりを推進します。

1) 環境施策の総合的推進

多様な水生生物等が生息する優れた自然環境を誇る村として、村民や村民団体等による自然保護活動や環境美化活動、*グラウンドワーク等の一層の促進をはじめ、河川の水質汚濁等の環境問題への対応、地球温暖化防止施策や新エネルギー施策の推進、美しい景観づくり、さらには産業廃棄物処理施設の適正運営及び地域との共生の促進等、多面的な環境施策を総合的に推進します。

2) 廃棄物処理等環境衛生の充実

ごみをできるだけ出さない循環型社会づくりに向け、広域的なごみ・し尿処理体制の充実や村民・事業者の*3R運動の促進に努めます。

*グラウンドワーク／住民、企業、行政が協力関係を組み、グラウンド(生活の現場)に関するワーク(創造活動)を行って、自然環境や地域社会を整備・改善する地域活動。



3) 水道・生活排水処理の充実

村民生活に欠かせない安全・安心な水の安定供給を図るため、簡易水道施設の整備充実及び上水道への円滑な移行を進めるとともに、河川等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

図 自然と共生する環境重視の村づくりの基本施策



(7) 村民との協働の村づくりと行財政改革の推進

ますます厳しさを増す財政状況の中で、地域主権の時代にふさわしい個性的で自立したむらづくりを将来にわたって持続的に経営(マネジメント)していく必要があります。そのためには、村民活動が活発な村としての特性を生かしながら、コミュニティ活動の活性化と、村民と行政との協働体制の強化を進め、共に助け合う地域づくり、協働の村づくりを進めていくとともに、行財政のあり方について常に点検・評価し、行財政改革を進めます。

*** 3R運動** / 3R運動のRとは、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

1. Reduce(リデュース)は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。
2. Reuse(リユース)は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
3. Recycle(リサイクル)は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするもの。





1) 人権尊重の村づくりの推進

すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きることができるよう、効果的な人権教育や人権啓発活動を継続的に推進します。

2) 男女共同参画社会の形成

男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性や能力を十分に発揮することができるよう、意識改革や政策・方針を決定する場への女性の参画を促進するための条件整備、環境整備を進めます。

3) コミュニティの育成

地域住民自らの手による地域課題の解決や支え合い助け合う地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、自治会や地区単位でのコミュニティ活動の活発化を促進する取り組みを進めます。

4) 村民と行政との協働の村づくりの推進

村民や団体・NPO法人、民間企業等がともに担う「新たな公」の取り組みを一層進めるため、広報・広聴機能の強化による村民と行政との情報・意識の共有化を図りながら、様々な分野における村づくり活動や公共サービスへの参画・協働を促進する仕組みづくりを推進します。

5) 自立した自治体運営の推進

ますます厳しさを増す財政状況の中で、地域主権の時代にふさわしい自立・持続可能な自治体経営を推進するため、行政評価制度の導入等による事務事業の見直しをはじめ、組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員の能力開発、財政運営の健全化など、さらなる行財政改革を積極的に推進します。

*新たな公／従来の「官」が担ってきた公共サービスや公共事業に「個」や「民」と呼ばれる住民やNPO、企業等が主体的に参画し、協働体制により地域課題に対応する考え方。



図 村民との協働の村づくりと行財政改革の推進の基本施策

基本方針	基本施策
7. 村民との協働の 村づくりと行財政改革 の推進	(1)人権尊重の村づくりの推進
	(2)男女共同参画社会の形成
	(3)コミュニティの育成
	(4)村民と行政との協働の村づくりの推進
	(5)自立した自治体運営の推進

(8)重点プロジェクトの推進

将来像を実現するためには「将来像実現のための基本方針・基本施策」に基づき、分野ごとの施策を総合的に推進していくことが基本です。

ここでは、選択と集中の視点に立ち、①村民・事業者と本村が一体となって取り組むもの、②分野横断的なもの、③国・県と連携して進めるもの、そして、何より④必要性和、⑤実現可能性が高いものを「重点プロジェクト」と位置づけました。

図 重点プロジェクトの基本事業

基本方針	基本施策
8. 重点プロジェクトの 推進	(1)浸水被害の少ない日高村づくりプロジェクト
	(2)地域ブランディング再構築プロジェクト
	(3)村内企業就業者のための集合住宅建設プロジェクト
	(4)カルテット・プロジェクト
	(5)JR日下駅の再生活用プロジェクト



第4章

目標人口と土地利用構想

1 人口の目標

将来人口は、計画を策定する上で、たいへんに重要な指標です。ここでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を用い、近々の数値である令和2年(2020年)国勢調査人口の推計値と、本計画、及び、「日高村まちひとしごと創生総合戦略」(令和2年3月、改定)等の施策の実施により、出生数の増加による自然減の縮小、移住施策や産業振興等の実施による社会増を見込んで推計しました。

人口の目標 4,500人(令和12年度)その結果、令和12年度(2031年度)の推計人口は、4,456人となります。そこで、本計画では、令和12年度(2031年度)の人口目標を4,500人とします。

人口の目標 4,500人(令和12年度)

2 土地利用の構想

土地は、限られた資源であるとともに、村民生活や産業活動等のあらゆる活動の共通の基盤です。利用のあり方は、村の発展や村民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

そこで、基本理念、基本目標・将来像の実現に向け、合理的・計画的な村づくりが進められるよう、主要地域の土地利用にかかわる基本的な考え方を定めます。

(1) 自然保全地域

「自然保全地域」は、南北の山地部を中心とする地域のうち、農業振興地域及び集落、開発地等と市街地を除いた地域とします。「自然保全地域」は、原則として大規模な開発は抑制し、優れた自然環境・景観の保全及び適正な森林管理・整備を前提とした土地利用を進めます。

(2) 自然利用地域

「自然利用地域」は、南北の山地部を中心とする地域のうち、自然保全地域及び農業振興地域と市街地を除いた地域とします。「自然利用地域」は、自然環境・景観の保全を基本にしつつ、集落における生活環境・基盤整備を推進し、定住の促進及び地域の活性化に努めるとも

に、自然や観光・交流施設等を生かした交流空間としての利用や、工業用地の確保など、産業振興や村民生活の向上につながる柔軟な土地利用を進めます。

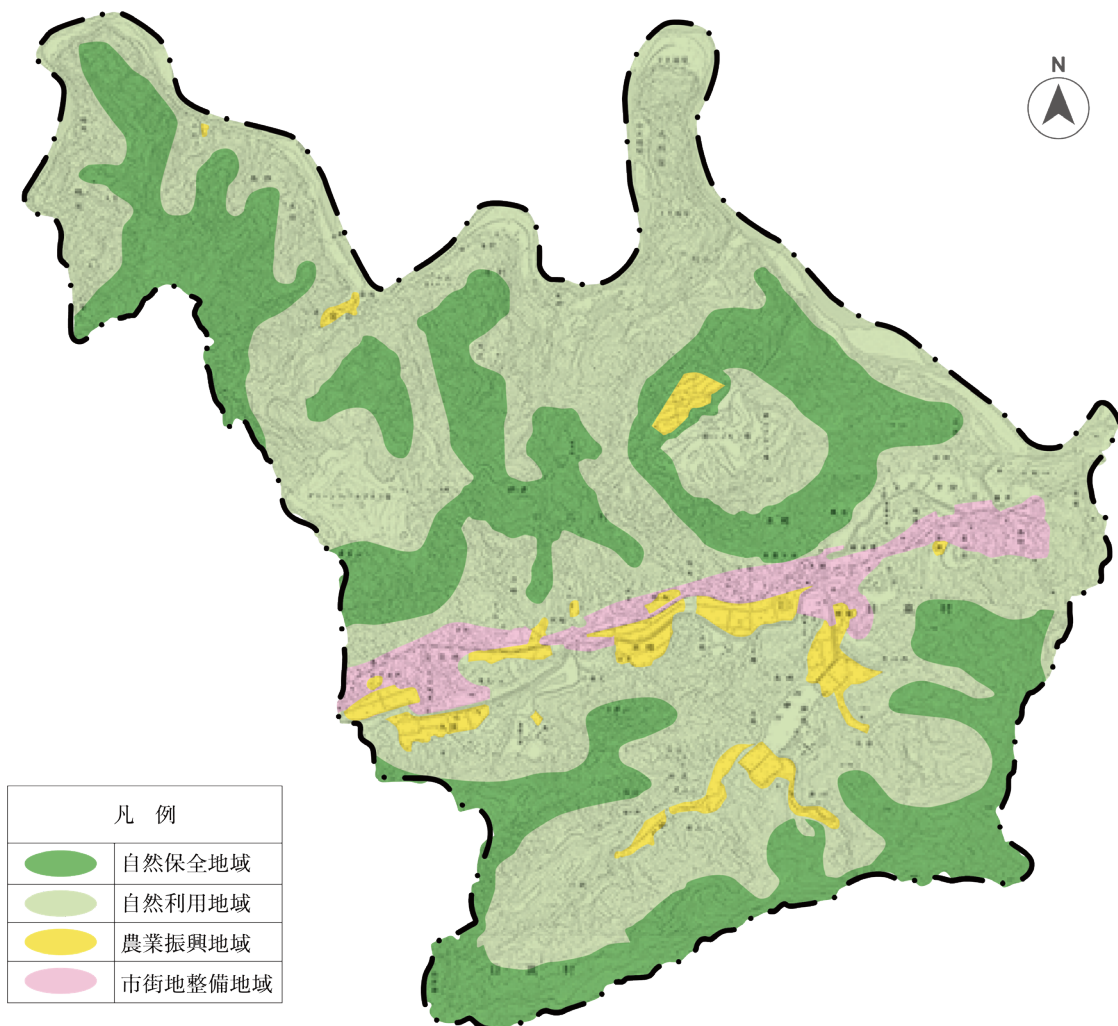
(3) 農業振興地域

「農業振興地域」は、農業振興地域整備計画に基づく農振農用地とします。「農業振興地域」については、農業生産基盤の一層の充実、整備された農地の保全及び有効利用を進めて、本村の基幹産業を支える地域として、長期的に活用していきます。

(4) 市街地整備地域

「市街地整備地域」は、JR土讃線及び国道33号沿線を中心とする地域とします。「市街地整備地域」は、利便性・安全性の向上に向けた道路網の整備をはじめとする生活環境・基盤整備、定住・移住の受け皿となる住宅地の形成促進等を進め、安全・安心・快適な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、行政拠点機能や教育・文化機能、商業機能、交流拠点機能などの多様な都市機能の強化を進め、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

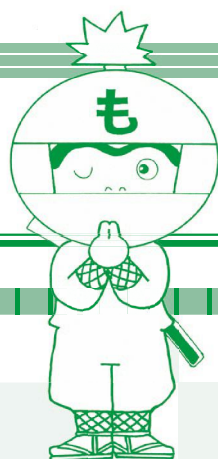
図 土地利用構想図





第2部

基本計画





第1章

持続的発展を見据えた安全な基盤づくり

1 治水及び治山対策の推進

(1) 現況と課題

治水対策は、仁淀川下流域に位置し、昭和50・51年に未曾有の大水害にみまわれた歴史を持つ本村にとって、極めて重要な課題です。これまで国による日下川放水路工事や日下川改修工事(河道改修)、神母樋門の改築等が行われたほか、近年においても、県による戸梶川調整池・日下川調整池の整備工事が行われ、本村の永年の悲願であった水害の防除は、大きく改善されました。

しかしながら、平成26年8月1日から5日までの台風12号及び8月7日から11日までの11号と相次ぐ出水により、日下川・戸梶川が広範囲にわたり氾濫し甚大な被害が発生するなど、いまだに低地における浸水被害が発生し、地域生活に支障をきたしていることから、今後とも国・県等との連携のもと、さらなる治水対策を進めていく必要があります。

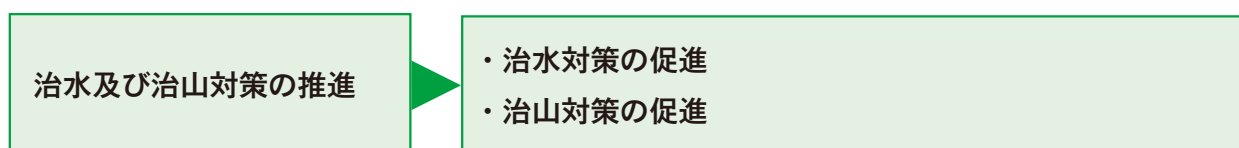
また、村土面積の64%を森林が占める本村にとって、治山対策は極めて重要な課題です。森林整備については、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適切に実施されず、水源かん養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。一方、土砂災害のおそれのある区域を示す土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定により、危険箇所に関する注意喚起がなされています。

したがって、山地災害の未然防止に向け、危険箇所の再調査・点検を行い、区域指定の促進を図る必要があります。また、急傾斜地の崩壊防止工事の実施を関係機関に要請する必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

水との闘い最終章として、日下川床上浸水対策特別緊急事業等の早期完成を目指し、国や県と連携して、ハード事業とソフト事業の両面で日高村の総合的な治水対策及び治山対策を促進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 治水対策の促進

水害の根絶に向け、河川改修や治水施設の整備など、さらなる治水対策を関係機関に要請してまいります。

2) 治山対策の促進


森林の適切な整備に向け、森林経営計画については、森林組合や林業事業体等と連携して取り組みを進めるほか、必要に応じて森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定すること等により、林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進してまいります。

山地災害の未然防止に向け、危険箇所の再調査・点検を行い、区域指定の促進を図りながら、急傾斜地の崩壊防止工事の実施を関係機関に要請します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを統合した目標指標(*ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 15 陸の豊かさも守ろう	15.2 森林経営計画対象林	ha/年度末	0	300

2 地震災害等に対する消防・防災対策の充実

(1) 現況と課題

災害からの安全性の確保に対する人々の意識が急速に高まり、全国的に消防・防災体制の充実が強く求められています。本村の消防体制は、非常備消防として、本団、及び、6分団102人で構成される消防団が組織されているほか、常備消防として、本村、及び、いの町による仁淀消防組合の日高分署が設置されており、互いに連携しながら防火活動や消火活動を行っています。また、このほかにも、女性防火クラブや幼年消防クラブが組織され、地域ぐるみの火災予防が進められています。

*ベンチマーク／本来ベンチマークとは「指標」や「基準」という意味を持ちます。測量の分野にて、高低差や建築物の高さを測る際の基準点を、ベンチマークと呼ぶようになったのが由来です。近年は経営やマーケティング、IT など、幅広い分野で活用されるようになってきました。一般的には何かを評価する際の比較基準を意味しますが、分野ごとにベンチマークの詳細な意味や使い方は異なります。





しかし、消防団においては、消防車両等の資機材が老朽化してきており、計画的な更新が必要となっているほか、村外への通勤者の増加に伴う昼間の消防力の低下が懸念されており、これへの対応が課題となっています。また、常備消防・救急についても、資機材の計画的な更新や、高齢化の進行に伴い増加が見込まれる救急ニーズへの対応、大規模災害に備えたさらなる広域化の推進等が求められています。さらに、防火水槽や消火栓等の消防水利の整備も必要となっています。

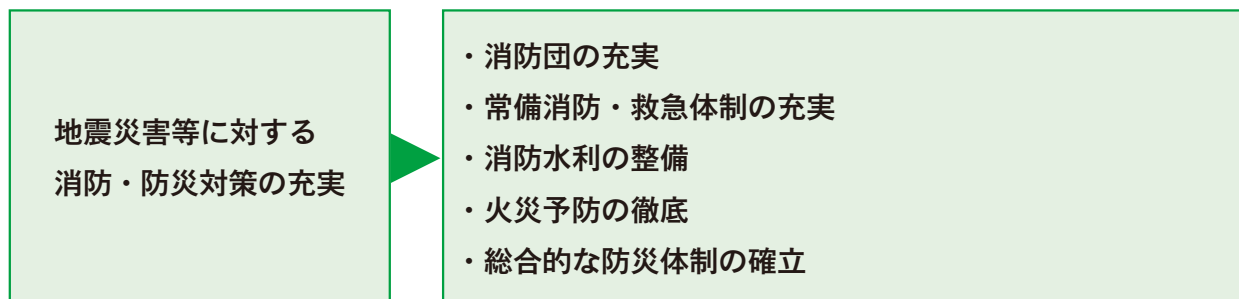
また、防災面については、南海トラフ地震の発生確率や過去の水害を踏まえた総合的な防災機能の向上が求められる中、本村では、これまで地域防災計画等に基づき、治山・治水対策の促進をはじめ、自主防災組織の育成や防災訓練の実施、避難場所の指定・周知、光ケーブル網を利活用した災害時の情報連絡体制の整備など、各種の防災対策を進めてきました。

災害に強い村づくりを一層すすめ、特に、大災害時の地域による避難所運営訓練や、自主防災体制の充実など、住民と一体となった防災体制を確立する必要があります。

(2) 施策の方針と体系

南海トラフ地震の災害や水害をはじめ、あらゆる災害に強い安全・安全な村づくりを推進するため、住宅等の耐震化をはじめ、消防団の充実や広域的な常備消防・救急体制の充実、自主防災組織の育成や防災訓練の充実など、地域防災計画等に基づいた総合的な消防・防災体制の強化、治山・治水対策の促進に努めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 消防団の充実

研修・訓練の実施による団員の資質の向上、老朽化が進む消防車両等の資機材の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

2) 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、研修・訓練の実施による職員の資質の向上、資機材の計画的更新を図り、仁淀消防組合による常備消防・救急体制の充実を図るとともに、さらなる広域化への対応を進めます。

3) 消防水利の整備

地域の状況を踏まえながら、防火水槽や消火栓等の消防水利の整備を計画的に進めます。

4) 火災予防の徹底

広報・啓発活動の推進や女性防火クラブ、幼年消防クラブの活動促進等を通じ、地域ぐるみの火災予防を促進します。

また、消防職員による火災予防査察や消防団による防火啓発活動を行います。


5) 総合的な防災体制の確立

- ①地域防災計画の上位となる国土強靱化計画を策定し、大規模災害に備えるとともに迅速な復旧に資する施策を推進します。
- ②実情に即した防災対策を総合的、計画的に進めるため、地域防災計画等の指針の見直しを適宜行います。
- ③広報・啓発活動の推進や防災訓練の実施、地域への働きかけ等により、村民の防災意識の高揚、及び、自主防災組織の育成を図ります。
- ④IP告知端末、及び、屋外拡声器をはじめ、様々な情報発信ツールを活用した災害時の情報発信及び連絡体制の充実を図ります。
- ⑤大規模災害に備え、避難場所の周知徹底や食料・資機材の備蓄、企業等との物資提供や復旧対策に関する協力体制の強化を図るとともに、地域住民による避難所運営マニュアルの策定と、避難所開設にかかる定期的な訓練を実施します。
- ⑥高齢者や障がい者等の災害時要支援者の避難支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。
- ⑦建築基準法の新耐震基準以前の住宅についての耐震化や、避難路道沿いにある老朽化したブロック塀や空き家等の改修・除却を推進していきます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、次項のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 11.b	消防団員数	人	101	102
	自主防災組織の組織率	%	95.2	100
	耐震改修延べ件数	件	179	289



3 犯罪や事故のない住みよい基盤づくりの推進

(1) 現況と課題

近年、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や犯罪の低年齢化等を背景に、全国的に防犯体制の強化が強く求められています。

本村では、警察や地域安全協会が中心となって、啓発活動や各種防犯活動を行い、犯罪の未然防止に努めていますが、今後、犯罪はさらに複雑・多様化することが見込まれるとともに、高齢化の進行等に伴い、犯罪防止機能の低下も懸念されます。このため、村民の防犯意識の一層の高揚や自主的な防犯活動の促進に努めるとともに、防犯灯の設置促進等に努める必要があります。

また、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が増加しており、その安全対策の強化が求められています。

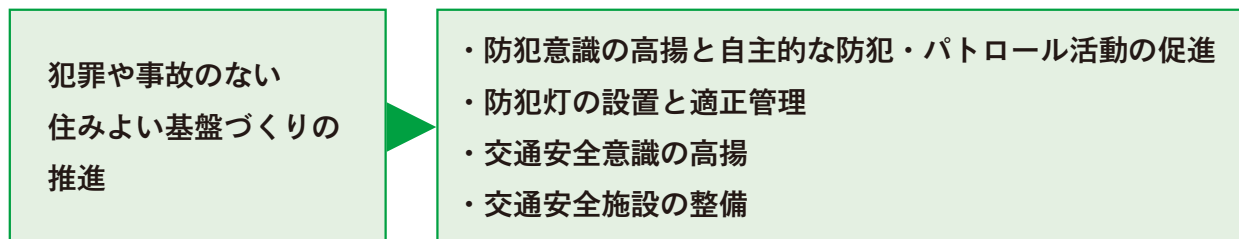
このため本村では、警察や交通安全協会、交通安全指導員協議会、交通安全母の会、自治会が中心となって、県民交通安全の日の街頭指導をはじめ、全国交通安全運動期間中のドライバーサービス、高齢者訪問などの交通安全運動を行っています。

今後は、運転者の高齢化が進むことが予想されることから、子どもや高齢者を中心とした交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系と施策の体系

犯罪や事故のない住みよい村づくりに向け、村民の意識の高揚と自主的な活動の促進を基本に、防犯体制・交通安全体制の一層の強化を図ります。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 防犯意識の高揚と自主的な防犯・パトロール活動の促進

関係機関・団体、行政相互の連携強化のもと、情報提供や啓発活動を展開し、村民の防犯意識の一層の高揚を図るとともに、自主的な防犯・パトロール活動を促進します。

2) 防犯灯の設置と適正管理

自治会からの要望に応じて防犯灯の設置を図るとともに、管理体制を明確にし、適正管理に努めます。

3) 交通安全意識の高揚

関係機関・団体、行政相互の連携強化のもと、交通安全教育や啓発活動、県民交通安全の日及び全国交通安全運動期間中の各種交通安全運動を展開し、村民の交通安全意識の一層の高揚を図ります。

4) 交通安全施設の整備

国・県道の安全な道路環境の整備を要請していくとともに、村道についても、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 3 すべての人に健康と福祉を	年間交通事故発生件数	人	14	5
	年間交通事故死者数	%	0	0
	年間交通事故負傷者数	件	16	10
	年間防犯灯新設数	件	9	10
	年間日高村防犯灯設置補助事業実施数	件	21	30



4 危機管理体制の一層の強化

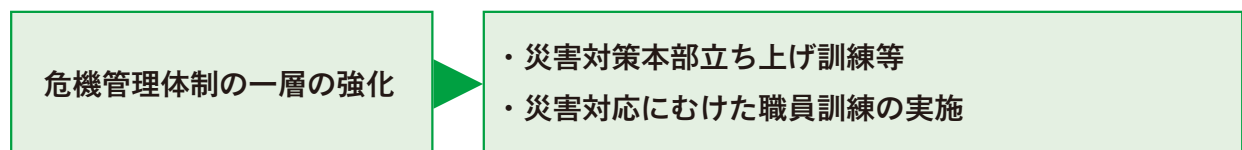
(1) 現況と課題

昨今の気象の激甚化に伴い、風水害を中心とした大災害が全国各地で相次いで発生しており、現在対策を進めている南海トラフ地震も含め、各種の災害に備えていく必要があります。また、近年では全国で新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、感染症対策を行うことも喫緊の課題となっており、庁内の危機管理体制を強化していく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

上記の災害や感染症対策等に備え、危機管理体制の一層の強化を図ります。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 災害対策本部立ち上げ訓練等

次々と対策が迫られる中、ハード・ソフトの対策と同時に、*リスクシナリオを踏まえた職員による内での災害対策本部立ち上げ訓練や、災害時に関係機関が情報共有するために使用するシステムの操作訓練、情報伝達訓練等を実施します。

2) 災害対応にむけた職員訓練の実施

- ①災害対応訓練等の基礎となる、想定される災害のシナリオ(リスクシナリオ)を作成します。
- ②各所属部署にて、部署に関連する災害対応訓練の促進、補助を行っていきます。
- ③関係職員や幹部職員の訓練など、全体にかかる災害対応訓練を企画し実施します。

*リスクシナリオ／想定されている災害や事故が発生したとき、どのような被害をもたらすのか。
また、使用できない資源がどのような状況になっているのかを想定すること。



(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを統合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
	11.b 災害対応職員訓練延べ回数	回	0	5





第2章

自然と共生した快適な住環境づくり

1 計画的な土地利用の推進

(1) 現況と課題

土地は、住民生活や産業活動等のあらゆる活動の共通の基盤であり、地域の発展や住民生活の向上のためには、有効な利用が求められます。本村は、高知県のほぼ中央部に位置する東西10.0km、南北9.2km、総面積44.85km²の村で、南北に山地を有し、これらに囲まれた盆地状の中央部を中心に住宅地や農地が形成されています。

土地利用の状況を見ると、森林・原野と農用地が総面積の約7割にのぼり、自然的土地利用が大半を占めていますが、近年は農用地から宅地等への転換が進み、都市的土地利用面積が増加していく傾向にあります。

このような中、基幹産業である農業の振興に向け、農用地の保全・活用に努めるとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、優れた自然環境・景観や森林の保全に努めることが求められています。しかし、一方では、定住・移住の促進や交流人口の増加、便利で快適な市街地環境の形成に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

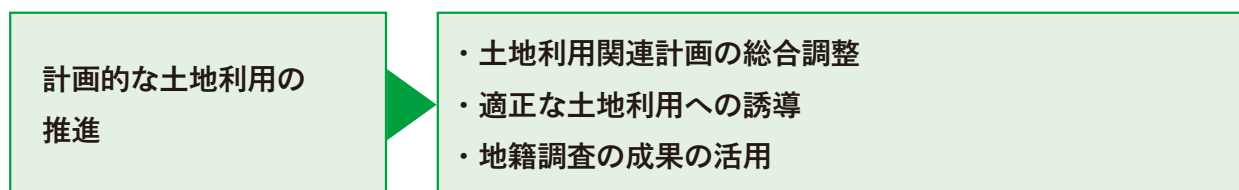
このため、今後は、基本構想の「土地利用構想」に基づき、土地利用関連計画の総合調整等を行い、全村的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく適正な土地利用への誘導を進めていく必要があります。

また、本村では、土地の有効利用を図るため、昭和60年度から地籍調査事業を行っており、令和2年度末の進捗率は100%となっています。地籍調査事業の成果は、今後、様々な分野で有効に活用することができます。

(2) 施策の方針と施策の体系

地籍調査の成果を活用し、優れた自然環境と産業活動、村民生活が調和した村の一体的、かつ、秩序ある発展を図るため、農業振興地域整備計画(昭和48年策定・平成23年改定)等の土地利用関連計画の総合調整を図りながら計画的な土地利用を推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 土地利用関連計画の総合調整

基本構想「土地利用構想」に基づき、農業振興地域整備計画(昭和48年策定、平成23年改定)や森林整備計画(平成31年4月1日策定、10箇年計画)の見直し・総合調整を行い、土地利用の明確化を図ります。

2) 適正な土地利用への誘導

土地利用関連法や関連計画等の周知と運用により、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

3) 地籍調査の成果の活用

地籍調査の成果を用い、土地の適正、かつ、有効な利活用を図ります。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを統合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット		目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
	11.1	地籍調査の成果のGIS利用	%	95.4	100
	11.2				
	11.3				

2 住宅施策の推進

(1) 現況と課題

安全・安心・快適な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な条件であり、地域づくりの基本となるものです。本村は、古くから農業を基幹産業として発展してきたほか、高知市に近接する交通立地条件に恵まれた村、福祉の村として特色ある歩みを続けてきました。

しかし、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、人口は減少傾向にあるとともに、今後は減少率が高まっていくことが予想されており、新たな住宅地の形成をはじめ、定住・移住の促進に向けた施策の展開が求められています。

また、本村における公営住宅等については、昭和50年度から平成28年度にかけて村営住宅16団地129戸を建設しました。今後は、老朽化の著しい改良住宅の集約・建替や定住・移住の

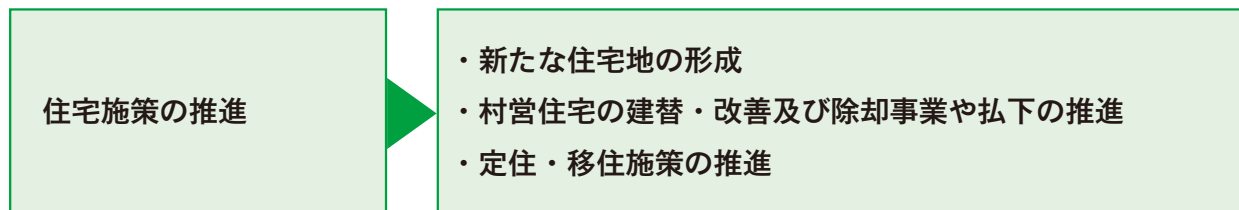


促進に向けた地域優良賃貸住宅の整備等、令和元年度に策定した公営住宅等長寿命化計画を
 基に、村営住宅の建替・改善及び除却事業や払下を推進し、安全・安心・快適な住居の提供を必
 要とします。

(2) 施策の方針と施策の体系

定住・移住の促進と安全・安心・快適な住環境づくりに向け、民間開発の適正な誘導等によ
 り、良好な住宅地の形成を促進するとともに、村営住宅の建替等を進め、定住・移住を促進する
 効果的な支援施策を推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 新たな住宅地の形成

人口減少の歯止めによる村の活力の維持・向上に向け、国道33号高知西バイパスの全線開
 通も見据えながら、民間開発の適正な誘導や宅地造成等を検討し、良好な環境の新たな住宅
 地の形成を促進します。

2) 村営住宅の建替・改善及び除却事業や払下の推進

公営住宅等長寿命化計画に基づき、村営住宅の建替・改善及び除却事業や払下を推進し、既
 存及び新たな住宅ニーズに対応した安全・安心・快適な住居の提供を行います。

3) 定住・移住施策の推進

①若者や後継者の定住、*U・I・Jターンの促進に向け、住宅施策等と連動し、空き家情報の収
 集・提供体制の充実をはじめ、定住・移住に関する相談体制の整備、宅地の取得や住宅建設
 の支援、民間経営集合住宅の借上等による村営住宅としての活用等による効果的な支援施
 策を検討します。

*U・I・J(ユーアイジェイ)ターン/Uターン地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方
 へ戻り住むこと。Iターン生まれ育った地域(主に大都市)からどこか別の地方へ移り住むこと。Jター
 ン地方からどこか別の地域(主に大都市)に移り住み、その後生まれ育った地方近くの(大都市より
 も規模の小さい)地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。



②これから結婚しようとする住民に対し、結婚後の定住へとつながるよう支援施策を検討・推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 11.1 11.2 11.3	新たな住宅地の形成	戸	0	10

3 道路・交通環境の充実

(1) 現況と課題

道路・交通網は、便利で安全な住民生活や活力ある産業・経済活動、地域間の連携・交流を支え、地域活性化の根幹を担う重要な社会基盤です。

本村の道路網は、令和2年4月現在、国道1路線(33号)、県道4路線(柳瀬越知線、庄田伊野線、谷地日下停車場線、岩目地西佐川停車場線)、村道236路線、これらに連絡する農道・林道によって構成されています。

また、現在、国道33号高知西バイパスの整備が進められており、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。本村ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、国道33号については、交通量が増加傾向にある中で、通勤時間帯を中心とする渋滞の解消や歩行者の安全確保が急務となっているほか、県道及び村道についても、国道に類似する課題がみられ、中でも地域の生活道路として主に利用されている路線の一部において、緊急車両の通行や行き違いが困難な狭い区間があり、その改良や舗装修繕が急務となっています。

また、能津地区においては、県道の改良や能津トンネルの開通など、村民ニーズや時代の潮流に沿った施策の検討が必要であり、日下・加茂地区と一体となる道路・交通網の整備が必要となっています。

一方、本村の公共交通機関としては、JR土讃線が走り、村内には3つの駅(小村神社前、日下、岡花)を有するほか、平成22年度からデマンドバスを運行しています。

これらは、通勤・通学、買物をはじめ、村民の日常生活に欠かせない重要な交通手段であるとともに、今後、高齢化が進む中で、その重要性は一層増していくことが予想されることから、利

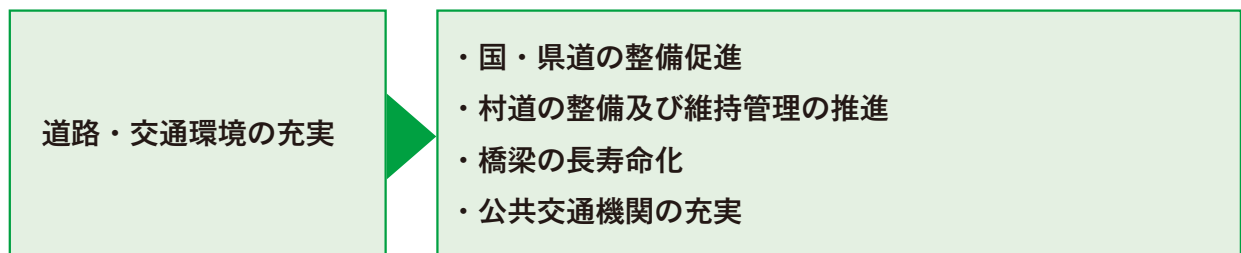


用促進に向けた取り組みを積極的に進めながら、維持、及び、利便性の向上を進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

高知市に近接する村としての交通立地条件の一層の向上と安全性の強化、村内地域間の連携強化に向け、国道33号高知西バイパスの早期全線開通、国道33号と194号線を結ぶための能津トンネル及び県道の改良や歩道設置等を関係機関に積極的に要請していくとともに、村道網の整備及び維持管理を計画的、効率的に推進します。公共交通機関については、JR土讃線の利用者の増加の取り組みやデマンドバスの運行の充実に努めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 国・県道の整備促進

- ①地域全体の発展可能性の拡大に向け、関係自治体との連携のもと、国道33号高知西バイパスの早期全線開通を関係機関に要請していきます。
- ②渋滞の解消と歩行者の安全確保に向け、国道33号の交差点の改良及び歩道の設置を関係機関に要請していきます。
- ③各県道の一部改良及び歩道の設置を関係機関に要請していきます。

2) 村道の整備及び維持管理の推進

- ①緊急車両の通行や行き違いが困難な箇所から優先的に改良を計画し、順次、利用度や安全性を考慮しながら、一部改良や舗装を計画的、効率的に推進します。
- ②村民の道路愛護意識の高揚を図りながら、村民参画・協働による道路の維持管理や沿道環境・景観の保全を促進します。

3) 橋梁の長寿命化

道路橋については、点検及び修繕計画の策定のもと、予防的な修繕や計画的な架け替えを行い、長寿命化を図ります。

4) 公共交通機関の充実

- ①観光振興施策との連動やPR活動の推進など、JR土讃線の利用者の増加に向けた取り組みを進めます。
- ②デマンドバスについては、利用促進に努めながら、村民ニーズに応じた運行体制の充実を適宜進めていくとともに費用対効果を踏まえた適切な運行を行います。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 11 住み続けられるまちづくりを	11.2 デマンドバス利用人数	人	2,872	3,000

4 情報化の推進

(1) 現況と課題

携帯電話やスマートフォン、パソコン、これらを利用したインターネットの普及により、だれもが様々な情報を瞬時に受発信できる環境となっています。

本村ではこれまで、庁内におけるネットワークの構築や国・県のネットワークへの接続、事務の効率化に向けた各種システムの導入、ホームページの作成・活用など、情報化に向けた各種の取り組みを進めてきました。

平成22年度には、光ケーブル網等構築事業により、村全域を光ケーブル網でつなぐとともに、村内全戸・全事業所等へのIP告知端末の配布、防災行政無線に代わる屋外拡声器の設置を行い、行政情報・防災情報等の音声放送や災害時等における安否確認等、双方向での情報共有が行える環境が実現したほか、*緊急通報システムや村内無料電話サービス、*超高速インターネット環境が整備され、本村の情報環境は飛躍的に向上しています。

*緊急通報システム／急病や火災等の緊急時に緊急ボタンを押すと受信センターに連絡が届き、本体スピーカーや電話を通じて状況確認を行う、緊急通報システム。

*超高速インターネット／接続回線速度(理論上の最大値)が30Mbps以上のもの。





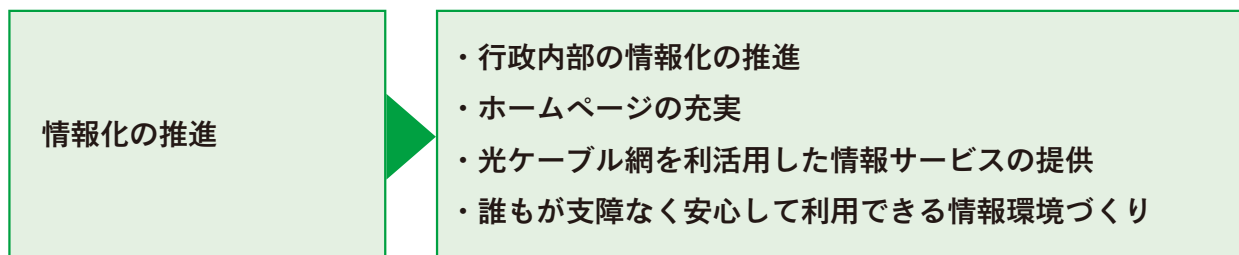
今後、こうした情報化は、村民サービスの向上や自治体経営の効率化、村全体の活性化にとって、より一層大きな役割を果たすことが見込まれることから、行政内部の情報化を一層推進するとともに、整備された光ケーブル網を利活用した各種情報サービスの充実を図り、電子自治体の構築と村全体の情報化をさらに進めていく必要があります。

また、現在運用されているIP告知端末については、更新の時期を向かえており、IP告知端末に代わるツールを含め、情報伝達媒体の再検討が必要で、今後訪れる5G時代に対応すべく、スマートフォン等を活用した情報発信など、村民サービスの向上につながる情報基盤の整備に努めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

村民サービスの向上と自治体経営の効率化、村全体の活性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進や全村的に整備された光ケーブル網の利活用により、電子自治体の構築と村全体の情報化を推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 行政内部の情報化の推進

電子自治体の構築をさらに進めるため、これまで導入してきた各種システムの維持・更新を計画的に行うとともに、*電子申請システムなど新たなシステムの導入を検討・推進し、行政内部の情報化を一層推進します。

2) ホームページの充実

ホームページの内容充実及び有効活用により、村内外への情報発信の充実を図ります。

* 電子申請システム / インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。



3) 光ケーブル網を活用した情報サービスの提供

村内全戸・全事業所等に配布されたIP告知端末及び屋外拡声器の活用により、行政情報や防災情報などのリアルタイムな提供に努めるとともに、IP告知端末を活用した緊急通報システムや高齢者見守りシステムなどによる防災・福祉等の情報サービスの向上に努めます。

また、村民誰もが等しく情報サービスを受けられるよう、超高速インターネットの利用を促進します。

4) 誰もが支障なく安心して利用できる情報環境づくり

高齢者・障がい者を含め、村民誰もが支障なく安心して情報環境を利用することができるよう、村民及び職員への情報化に関する啓発・教育に努めるとともに、*情報セキュリティ対策を推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット		目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1	超高速インターネット 加入世帯の割合	%	40	50
 12 つくる責任 つかう責任	12.8	ホームページアクセス数	件/月	4,979	6,000
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1	IP告知端末等 情報伝達媒体設置率	%	88.6	100

*情報セキュリティ対策／パソコンやインターネットを安全に使用できるよう、さまざまな部分で安全対策を講じること。





第3章

活力と交流を生み出す産業づくり

1 農林業の振興

(1) 現況と課題

近年、わが国の農業情勢は厳しさを増しており、農政をめぐる時代の大きな転換点を迎える中で、それを踏まえ、農水省は新たな「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月)が策定されました。この計画では、10年後の食料自給率の目標を*カロリーベースで45%、生産額ベースで75%を設定するなど、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献することを目指すことがうたわれており、今後、本村においても農業が持続的に発展していくための施策の検討が必要となっています。

本村は、恵まれた気候を生かし、農業を基幹産業として発展し、現在、トマトや茶、米、ショウガ、オクラ、イチゴ、ハーブ等をはじめ、多様な農産物が生産され、特にトマトは、高糖度トマトとして日本に誇るブランド「シュガートマト」をはじめ、大玉トマトやミニトマトなどを栽培し、高知県有数の産地を形成しています。

平成27年の農林業センサスによると、本村の総農家数は320戸(販売農家175戸、自給的農家145戸)で、販売農家の専兼業別の内訳は、専業農家が72戸、第1種兼業農家が15戸、第2種兼業農家が88戸となっています。

本村ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農道やほ場、ハウス団地などの農業生産基盤の整備、担い手の育成、「村の駅ひだか」などによる農産物直売体制の充実をはじめ、基幹産業である農業の振興に向けた各種の支援施策を積極的に推進し、JA出資による農業研修生受け入れ法人の設立や、企業の農業部門参入を誘致するなど着実に成果を上げてきました。

しかし、農業を取り巻く情勢は依然として非常に厳しく、高齢化や後継者不足とも相まって、農家数の減少や、これらに伴う耕作放棄地の増加といった問題がさらに深刻化しています。

***カロリーベース**／熱量(食べ物のカロリー)で食料自給率を計算する方法。1日1人当たりに供給される国産食料の熱量を1日1人当たりに供給される食料全体の熱量で割り算する。

***田園回帰**／都市在住の若者を中心とした農村への関心が高まりから、新たな生活スタイルを求めて、都市と農村を行き交う、さらに農村に移住する等の動きが活発化している現象。



また、近年の農業を取り巻く環境は、「*田園回帰」志向による都市部との関わりの増加や、*ICT・*IoT・*AIを活用して高知県が「*IoP (Internet of Plants) 事業」を推進するなど「*スマート農業」の普及のほか、TPPをはじめとして地産外商の重要性などが注目されていることに加え、新型コロナウイルス感染症をふまえた新しい生活様式への対応も必要となるなど、時代とともに大きく環境が変化していく中で、これからどのように地域農業を維持・発展させていくのかを考える必要があります。

これらに加え、イノシシ、カラス等の有害鳥獣による農産物の被害も増加しています。平成19年には、被害防止を総合的に推進するための法律として「鳥獣被害防止特措法」が制定され、これに基づき、本村でも平成23年に「日高村鳥獣被害防止計画」を策定したのち、平成28年には対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」を設置し、総合的な被害防止対策を支援してきました。しかし、隊員の高齢化・後継者不足が深刻化しており、新規狩猟者の確保・育成についての課題があります。

このため、今後は、関係機関・団体及び新規参入企業や農業法人との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実を進めながら意欲ある多様な担い手の育成・確保を図るほか、人・農地プランの実質化を通じて、持続可能な地域農業の体制整備を図る必要があります。さらには、新しい生活様式への対応した食の安全・安心と環境に配慮した農業による農産物の一層のブランド化による地産地消・外商の促進、加工品開発など*6次産業化の推進による所得の向上、ICT・IoT技術を活用したスマート農業の加速化による省力化を推進します。また、「日高村鳥獣被害防止計画」にもとづいた鳥獣被害対策実施体の活動支援を通じて、農産物への被害削減を図るなど、消費者ニーズや時代変化に即した多面的な支援施策を一体的に推進していく必要があります。

一方、森林は、林産物の生産をはじめ、国土の保全や水源のかん養、自然・生活環境の保全、さらには地球温暖化を防止するためのCO2の吸収・貯蔵など、多面的な機能を持ち、住民生活

*ICT (アイシイティ) Information and Communication Technology / 情報通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

*IoT (アイオーティ) Internet of Things / 人を使わずモノが自動的にインターネットとつながる技術のこと。

*AI (エイアイ) Artificial Intelligence / 計算という概念とコンピューターという道具を用いて知能を研究する計算機科学の一分野。言語の理解や持論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

*IoP (アイオーピー) Internet of Plants / 高知県Next次世代施設園芸農業のプロジェクト。施設園芸の生産現場で天候の環境情報に加えて植物の生育情報や収量、収穫時期や農作業などの情報を計測し、植物の情報の見える化を図る。

*スマート農業 / 「ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業」のこと。

*6次産業化 / 第1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。





と深く結びついています。

本村の人工林面積は1,625ha、人工林率は57%となっており、このうち約3%が生育途上の35年生以下の若い林分で、これらの間伐など適切な森林整備が必要な状況にありますが、林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業生産活動は全体的に停滞し、適切な森林整備が滞ることにより、森林機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、多面的な機能が持続的に発揮されるよう「森林整備計画」(平成31年4月1日策定・10箇年計画)に基づき、森林組合や林業事業体等を中心とした合理的な体制整備のもと、計画的な森林整備を進めていく必要があります。

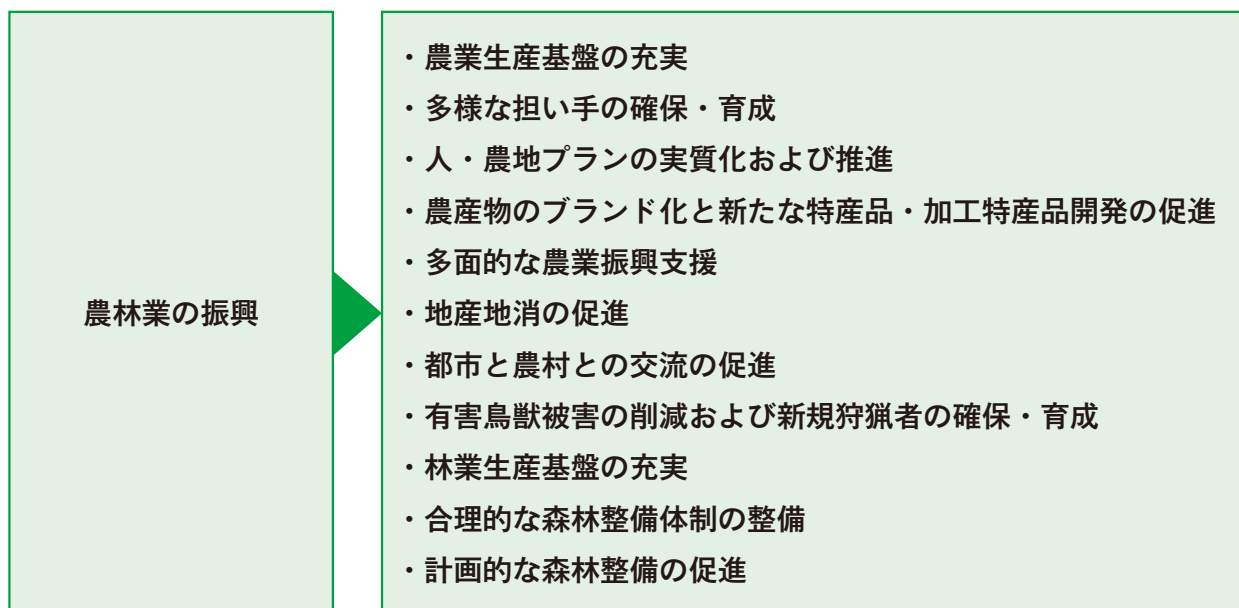
(2) 施策の方針と施策の体系

本村の基幹産業である農業の振興に向け、農業生産基盤の一層の充実や、耕作放棄地対策を進めながら、担い手の育成・確保による経営体制の強化を進めるとともに、人・農地プランの実質化を通じて、地域農業の維持発展に総合的に取り組みます。

また、トマトや茶などの農産物の一層のブランド化や新たな特産品・加工品開発の支援および6次産業化を進めるほか、食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進、スマート農業の普及促進「村の駅ひだか」の活性化等による農産物直売体制の充実やPRの強化等、農産物輸出による国内外への地産外商の促進など、多面的な取り組みを一体的に推進するとともに、新規狩猟者の確保・育成に努めることにより、有害鳥獣による農産物被害の削減につなげていきます。

林業は、木材生産機能はもとより、水源のかん養や生活環境の保全など森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合や林業事業体等との連携のもと、適正な森林管理・整備を促進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 農業生産基盤の充実

- ①土地条件の向上に向け、関係機関との連携のもと、農地や農道、用排水施設の整備・改修等を進めるとともに、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの活動を促進します。
- ②耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し調査や指導等に努めるとともに、各種制度の活用を図ります。

2) 多様な担い手の確保・育成

- ①経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、意欲と能力のある認定農業者や集落営農組織を支援するとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ②情報提供や研修機会の提供等、就農相談会やフェアへの参加を通じ、農業後継者及び新規就農者の確保・育成を図ります。
- ③高齢者や障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく農福連携の取組を推進します。

3) 人・農地プランの実質化および推進

各地区における人・農地プランを、農地及び農家の実情をもとに、「地域農業の未来設計図」として有効なものとなるように見直しを行い、総合的な農業の維持発展につなげます。

4) 農産物のブランド化と新たな特産品・加工特産品開発の促進

- ①高知県産業振興計画等に基づき、関係機関・団体・企業・農業法人との連携のもと、効率的な生産体制の整備や高付加価値化、販売力の強化等を促し、トマトや茶をはじめ、農産物の一層のブランド化を促進します。
- ②地域特性や消費者ニーズに即した新作目・新品種の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促し、既存加工特産品の生産拡大・ブランド化、新たな加工特産品の開発など農業の6次産業化を促進します。

5) 多面的な農業振興支援

- ①食の安全・安心と消費者の信頼の確保、環境保全に向け、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック等の農業関連廃棄物の適正処理・リサイクル、たい肥の供給体制の整備など、環境保全型農業の展開を促進します。
- ②各農家・農業法人及び企業の希望に応じ、各国のニーズに即した農産物の輸出促進を支援します。



③ICT・IoT・AI技術を取り入れたスマート農業化やIoP事業への対応により、収益向上、営農効率向上に努める各農家・農業法人及び企業を支援します。

6) 地産地消の促進

「村の駅ひだか」の活性化施策を積極的に支援し、農産物直売体制の充実を進めるとともに、学校給食への農産物供給体制の充実やイベントの展開、PR活動の強化等を進め、地産地消を促進します。

7) 都市と農村との交流の促進

都市住民や消費者との交流の促進、農地の有効利用の視点に立ち、市民農園やグリーン・ツーリズムの取り組みを促進します。

8) 有害鳥獣被害の削減および新規狩猟者の確保・育成

「日高村鳥獣被害防止計画」に基づく有害鳥獣捕獲活動による農作物被害の削減や、農産物を守る防護柵(電気柵やワイヤーメッシュ等)の購入・設置について補助事業による支援を行います。また、広報による狩猟免許試験の周知等による新規狩猟者の確保、研修等による育成を図ります。

9) 林業生産基盤の充実

森林施業の効率化に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の整備を促進します。

10) 合理的な森林整備体制の整備

- ①地域林業の担い手として、森林組合や林業事業体等の育成・強化に努めるとともに、森林組合や林業事業体等との連携のもと、労働条件の改善等を進めながら、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- ②森林所有者の合意形成を図りながら、森林組合や林業事業体等を中心とした森林施業の共同化や受委託、林業機械化を促進し、共通の認識のもとに合理的な森林整備が行える体制の整備を図ります。

11) 計画的な森林整備の促進



日高村森林整備計画(平成31年4月1日策定・10箇年計画)に基づき、水源かん養機能や山地災害防止機能を重視した「水土保全林」、生活環境保全機能や保健文化機能を重視した「森林と人との共生林」、木材生産機能を重視した「資源の循環利用林」の森林区分に応じた造林・保育等の計画的な森林施業を促進するとともに、森林経営管理制度に基づき、森林所有者に

今後の森林経営に関する意向調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて村が経営管理権を設定する等、適時の伐採、造林、保育の実施を促進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 2.3 2.4  8.8	認定農業者数加入世帯の割合	人/年度末	9	15
	新規就農者数	人/5年間	29	25
	耕作放棄地面積	ha/年度	11.3	8
	実質化された人・農地プラン策定地区数	地区/年度	0	5
 15.2	森林経営計画対象林(再掲)	ha/年度末	0	300
 2.3 2.4	鳥獣被害件数媒体設置率	5年間	28	15
	新規狩猟免許取得者	人/5年間	16	20

2 商工業の振興

(1) 現況と課題

近年、地方の商工業は、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を背景に一層厳しい局面に立たされており、新しい生活様式を取り入れるための支援が必要となっています。

本村の商業は、国道33号沿いの商店街を中心に展開されており、古くから小売業を中心に地域の購買ニーズに応じてきました。また、平成26年11月に設立した「村の駅ひだか」による農作物の直売や土産物の販売、飲食店の設置など物産館的な機能を有した施設となりました。しかしながら、人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症拡大による村内事業所の経営不振等による購買力の低下、周辺的大型店等による購買力の流出が続き、全体的に衰退傾向にあり、商業機能の再生と創造が求められています。

また、工業については、沖名工業団地及び清水工業団地に誘致した企業が中心となっており、これまで本村の経済の活性化や雇用の場の確保に大きく貢献してきましたが、景気悪化の



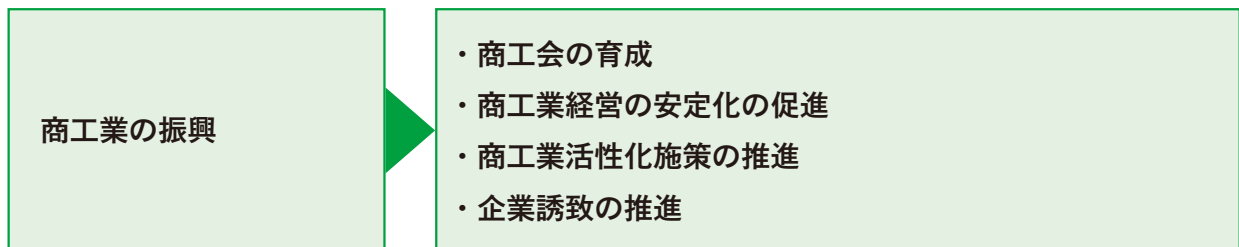
長期化の中で、商業と同様に経営状況は非常に厳しく、その活性化が求められています。このため、今後は、コロナ禍で新しい生活様式を取り入れるための支援を充実させるとともに、事業者、関係機関・団体、行政が共通の認識と目標のもとに連携を一層強化し、村の特性・資源を生かした商工業活性化施策の積極的な推進、新たな企業の誘致や*サテライトオフィス、*ワーケーションの受け入れ体制の整備などを進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

商工会との連携のもと、地域に密着した魅力ある商業経営の促進や、新しい生活様式の推進、既存企業の活性化の促進や、工業用地の確保による優良企業の誘致に努めます。

衰退傾向にある商工業の活性化を図るため、ハード・ソフト両面からの取り組みを一体的に進めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 商工会の育成

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化を図り、経営改善普及事業や地域振興事業など、商工業の振興及び村の活性化に向けた各種事業の活発化を促進します。

2) 商工業経営の安定化の促進

厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知及び活用促進に努め、経営の安定化を促します。

3) 商工業活性化施策の推進

高知県産業振興計画等に基づき、空き家・空き店舗を*リノベーションし、サテライトオフィスやワーケーションの受け入れ施設としての活用の実現可能性を検討しながら、商工業活性化に向けて段階的に推進します。

*サテライトオフィス／本社や本拠地等から離れた場所に設置された企業や団体のオフィスのこと。

*ワーケーション／ワーク(仕事)とバケーション(休暇)を融合した用語で、テレワークやリモートワーク等を活用して、休暇を楽しみながら観光地等で仕事をする新しい働き方のこと。

*リノベーション／既存の建物等を大規模に改装し、新たな機能や付加価値等を付け加えて再利用する事業のこと。





4) 企業誘致の推進

新たな活力の創出と村内在住者の雇用の場の拡充に向け、工業用地の確保を図るとともに、税制優遇などの支援策も検討しながら、関係機関との連携のもと、企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の立地を促進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)	
 8.3	村内事業所数加入世帯の割合	事業所/年度末	206	210	
	8.5	村内事業所従事者数	人/年度末	1,907	1,920
	8.8	製造品出荷額	百万円/年間	11,660	13,000
 8.2	村の駅ひだか来客数	人/年間	191,806	200,000	
	8.9	村の駅ひだか売上額	百万円/年間	212	215

3 観光・交流の振興

(1) 現況と課題

観光は、これまで以上に*IT化やグローバル化が進み、さらに、環境意識への高まりや価値観、ライフスタイルの変化により、団体や法人の旅行需要は低迷する一方、個人・グループ旅行が好調となっており、旅行費用の低廉化やニーズの多様化・個性化が顕著になってきています。

また、少人数で自然や野生生物の観察等で自然保護の理解を深めていく「*エコツーリズム」や、農山漁村を中心に自然、文化、人々との交流等を目的とした滞在型の余暇活動である「グリーン・ツーリズム」産業遺産や生産現場等も観光資源として捉え、モノづくりに触れることで体験交流を促進する新しいツーリズムなどへの期待も高まっており、多様化するニーズや新し

*IT(information technology) / 情報技術そのもののこと。

*エコツーリズム / 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。





い生活様式を取り入れた体制の整備が求められています。

本村の観光資源・交流拠点としては、四国でも珍しい内陸湿地である日下川調整池や錦山周辺の独特の地質・植生、清流・仁淀川等の優れた自然環境を活かした各種体験プログラムをはじめ、国宝の大刀を御神体としてまつる土佐二ノ宮小村神社や県指定無形文化財である「花採太刀踊」等の文化財、猿田洞、日高酒蔵ホール、村の駅ひだか、祭りやイベント等があげられます。

近年は、国が進める「地方創生」や高知県が推進する「産業振興計画」^{*}「地域産業クラスター」などの政策・施策との連携や「日高まるごとイタリアンプロジェクト」や「オムライス街道プロジェクト」による積極的なプロモーションにより、地域内外に本村の魅力が認知されるようになってきましたが、いかにして村内での滞在時間を長くし、経済効果を生み出していくかが課題となっています。

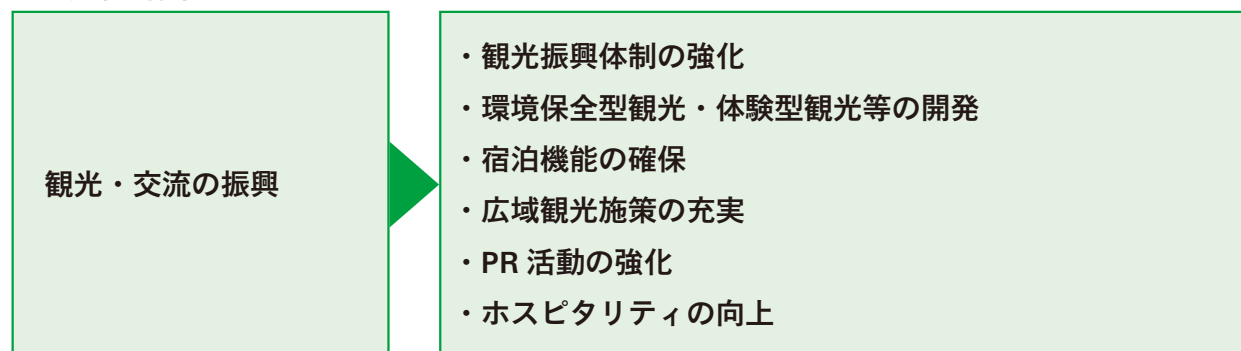
したがって、積極的なプロモーション活動等により、交流人口や関係人口の増加、村全体の産業の活性化、観光・交流から移住・定住への展開を視野に入れ、「通過の村」から「訪れる村・滞在する村」「また、来たい村」へ、そして「暮らしたい村・生活したい村」への取り組みを引き続き推進していく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

交流人口の増加、観光・交流から移住・定住への展開に向けて、本村ならではの観光・交流機能の強化を図ります。

生態系や地質遺産(ジオパーク)をはじめとする優れた自然環境、貴重な文化遺産、農業資源等の多様な地域資源を生かし、環境保全型観光や体験型観光の振興に向けた取り組みを重点的に進めます。

図 施策の体系



^{*} **地域産業クラスター**／「産業クラスター」は、ぶどうの房のように企業、大学、研究機関、自治体などが、地理的に集積し、相互の連携・競争を通じて新たな付加価値を創出する状態のこと。



(3) 主要施策主要施策

1) 観光振興体制の強化

観光によるまちづくり推進のため、日高村観光協会や日高村商工会、村内企業、各種団体、集落活動センター等と連携により、関係者の合意形成や人材育成、総合的かつ計画的な事業の推進を図り、観光振興体制の強化を図ります。

2) 環境保全型観光・体験型観光等の開発

高知県産業振興計画等に基づき、日下川調整池を生かした*フットパスや錦山周辺・仁淀川流域におけるネイチャーツアーの取り組み、小村神社のパワースポットとしての活用、JR各駅を拠点とした観光・周遊コースづくり、さらには加工特産品や料理の開発など、環境保全型観光・体験型観光等の開発を*インバウンド対応も含めて進めるとともに、ガイドやインストラクターなどの人材の育成を図ります。

3) 宿泊機能の確保

周辺自治体の宿泊施設との連携強化、村内で宿泊できる場所のさらなる確保に向けて、調査や交渉・開発、検討など、宿泊機能の確保に向けて取り組みを推進します。

4) 広域観光施策の充実

国道33号高知西バイパスの全線開通や日下川新規放水路完成によるインフラツーリズム等を見据え、地域一体となった観光振興を図るため、仁淀ブルー観光協議会や近隣市町村の観光協会と連携し、*仁淀川DMOによる広域観光施策の充実を図ります。

5) PR活動の強化

ホームページなどの各種*SNSや、マスメディアの活用、ポスターやパンフレットなど販促物の作成をはじめ、多様な媒体を通じた村のPR活動の強化を図ります。

*フットパス／イギリスで発祥した「歩くことを楽しむための道」のこと。

*インバウンド／外国人の日本旅行(訪日旅行)や訪日外国人観光客等を意味する用語で、観光業界で用いられる。

*仁淀川DMO／官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人。観光地域としての魅力を高めるためにさまざまな組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することで、地域経済の活性化を図ることがDMOの主な目的。

*SNS(エスエヌエス)Social networking services／登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。





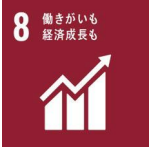
6) ホスピタリティの向上

一人でも多くの本村のファンやリピーターを増やすため、村民や事業者に対する接客・接遇に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供の他、観光客との交流機会を増やすなど、村全体の*ホスピタリティの向上に努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 8.8 8.9	体験型観光プログラム造成数(累計)	件/年度末	3	5
	特産品を活かした加工品開発数	数/年度末	2	4
	観光協会会員数	件/年度末	36	50
	村内宿泊施設数	件/年度末	1	3

4 消費者対策の推進

(1) 現況と課題

近年、訪問や電話による悪質な勧誘、架空請求・不当請求など、悪質商法による被害が後を絶たないほか、多重債務者が増加するなど、消費生活に関する様々な問題が発生し、自治体においても、これらへの対応の強化が求められています。

本村では、県消費生活センターなどの関係機関との連携のもと、広報・啓発活動を通じて消費生活に関する教育・啓発や情報提供を行っているほか、消費生活相談窓口を開設するなど、消費者対策を推進する必要があります。

しかし、今後、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯等が増加し、トラブルに巻き込まれる危険性が高まることが予想されるため、近年の環境変化を踏まえた教育・啓発や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

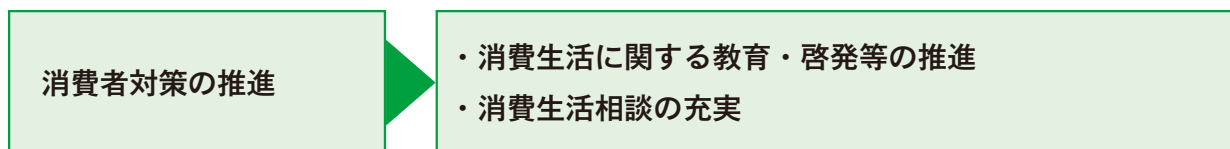
*ホスピタリティ／接客・接遇の場面だけで発揮されるものではなく、人と人、人とモノ、人と社会、人と自然などの関わりにおいて具現化されるものである」とされている。



(2) 施策の方針と施策の体系

村民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、関係機関との連携のもと、消費者に対する教育・啓発や相談の充実など、近年の環境変化を踏まえた消費者対策を推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 消費生活に関する教育・啓発等の推進

消費者被害の防止や教育のため、広報紙やホームページの活用、チラシの配布、学習機会の提供等により村民への周知を図り、消費生活に関する教育・啓発を推進します。

2) 消費生活相談の充実

消費者の消費生活上の様々な不安やトラブルについて、特に高齢者の村民を狙った事案などに適切・迅速に対応できるように、庁内連携の円滑性や機動性などの利点を生かし、県消費生活センターなどの関係機関の協力のもと、消費生活相談の充実に努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 11.1	消費生活相談件数	件/年間	1	0



第4章

子育て支援と健康・福祉の村づくり

1 子育て支援の充実

(1) 現況と課題

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、深刻な影響を与えるだけでなく、子どもたちが健やかに育つ環境を形成する上でも大きな課題となっています。

本村ではこれまで、急速に進む少子化に対応し、平成17年度から平成26年度までの10年計画として「日高村次世代育成支援行動計画」を策定しました。そして、平成27年度からは次世代育成支援行動計画の後継計画である「日高村子ども・子育て支援事業計画」を策定し『子どもが、親が、地域が育つ、子育て応援の里一ひだか』を基本理念に、子ども・子育て施策を総合的に進めてきました。

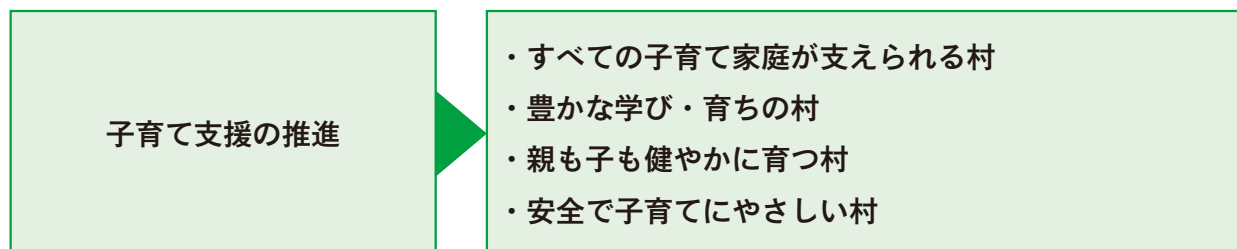
今後、地域で暮らす子ども、その子どもを育む家庭を支えていくためにも、これまでの子ども・子育て支援施策をより充実させていくことが必要となります。

このため、平成27年度から策定した「日高村子ども・子育て支援事業計画」を見直すとともに、令和元年11月「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたことを受け、子どもの貧困対策を盛り込み策定した「第2期日高村子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月)に基づき、教育、子育て支援、コミュニティ、保護者の就業・雇用、生活環境、若者の自立支援などの面から、総合的に応援する地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の方針

村の宝であり、次代を担うかけがえのない存在である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう「日高村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を村全体で応援する取り組みを総合的に推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) すべての子育て家庭が支えられる村

- ①妊娠期からの子育て支援拠点づくりとして「日高村子育て世代包括支援センター」において母子保健コーディネーターの保健師を中心に、総合相談支援事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業の3本柱で包括的に子育て世代を支援します。また、子育てに関する情報提供や相談等を行う地域子育て支援センター事業の充実を図り、保育園地域活動を通じた家庭教育の充実を推進し、ともに支えあいながら子育てを行う環境づくりを進めます。
- ②利用者支援の推進として、子育て期の様々な悩みごと・困りごと等について関係機関との連絡・調整や必要な助言等を行うとともに、各種手当等の支給や医療費の助成、保育事業の充実、保育料の負担が軽減されるような措置を講じます。また、放課後や週末に子どもたちの成長を支えるため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などの活動の場を充実させます。
- ③乳幼児健康診査等により、支援の必要な対象児の早期発見・早期療育に繋げるとともに、ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、相談支援の充実や子ども貧困対策の充実、要保護児童への適切な対応の推進、健康診査や訪問指導、相談、交流事業等を通じて、子育て不安の軽減を図り、虐待の未然防止に努めます。
- ④働き方改革により仕事と生活の調和(*ワーク・ライフ・バランス)を実現し、子育てがしやすい職場環境づくりをするとともに、就業・再就職の支援や夫婦が協力して子育てに関わっていく意識の啓発などをすすめ、男女共同による子育ての促進を図ります。

2) 豊かな学び・育ちの村

学校教育における生きる力を育む教育環境の整備や青少年の健全育成に関する取り組みの推進はもとより、小・中学生が乳児とふれあう機会の充実など、次代の親の育成に向けた施策を推進します。

3) 親も子も健やかに育つ村

- ①妊産婦健康診査費用の補助や妊娠・出産に関する相談・学習機会の充実、乳幼児健康診査や乳幼児の健康づくりに関する相談・学習機会の充実、予防接種費用の補助の実施、食育の推進など、子どもと母親の健康の確保に向けた取り組みを進めます。
- ②乳幼児期、学齢期における食育の推進を図ります。

*ワーク・ライフ・バランス／「仕事と生活の調和」と訳される言葉。内閣府によると「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」。





4) 安全で子育てにやさしい村

- ①ゆとりとuringおいのある住環境の整備や公営住宅の適正な管理、必要な交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の確保に努めるとともに、*ユニバーサルデザインを基本とした施設整備や村内の多機能トイレなど、ひとにやさしいまちづくりを推進します。
- ②大規模災害時に、的確な応急対策、復旧・復興対策が推進できるよう地域防災体制の充実を図るとともに、安全教育や地域の様々な人々が子どもたちを見守る活動を進めます。また、交通安全対策の推進や通園・通学路の危険箇所を調査・点検し、安全対策を進めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4 質の高い教育をみんなに	4.2 保育所入所希望者の入所率	%	100	100
	延長保育実施保育所数	箇所	2	3
	乳幼児健診受診率	%	90	100

2 高齢者福祉の充実と介護保険事業の適正運用

(1) 現況と課題

わが国の高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は、平成29年10月1日現在27.7%(概算値)であり、約3.6人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

また、平均寿命については延伸傾向にあり、平成28年簡易生命表によると、男性の平均寿命は80.98年、女性の平均寿命は87.14年で、世界的にトップクラスとなっています。

一方、日高村における平成29年9月末現在の高齢化率は40.4%と、全国的な傾向を先行する状況にあります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加、見守りを必要とする世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護サービス受給者の増加や要介護度の重度化が見込まれるなか、支え

*ユニバーサルデザイン／年齢、性別、障がい、国籍、言語等に関係なく、全ての人が使いやすいように、製品、建物、書籍等をデザインする手法のこと。



る側である介護人材は不足するなど、課題は多く存在し「団塊の世代」が75歳以上となる2025年「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据えて、日高村における、地域の実情に合わせた「*地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが、引き続きの課題となっています。

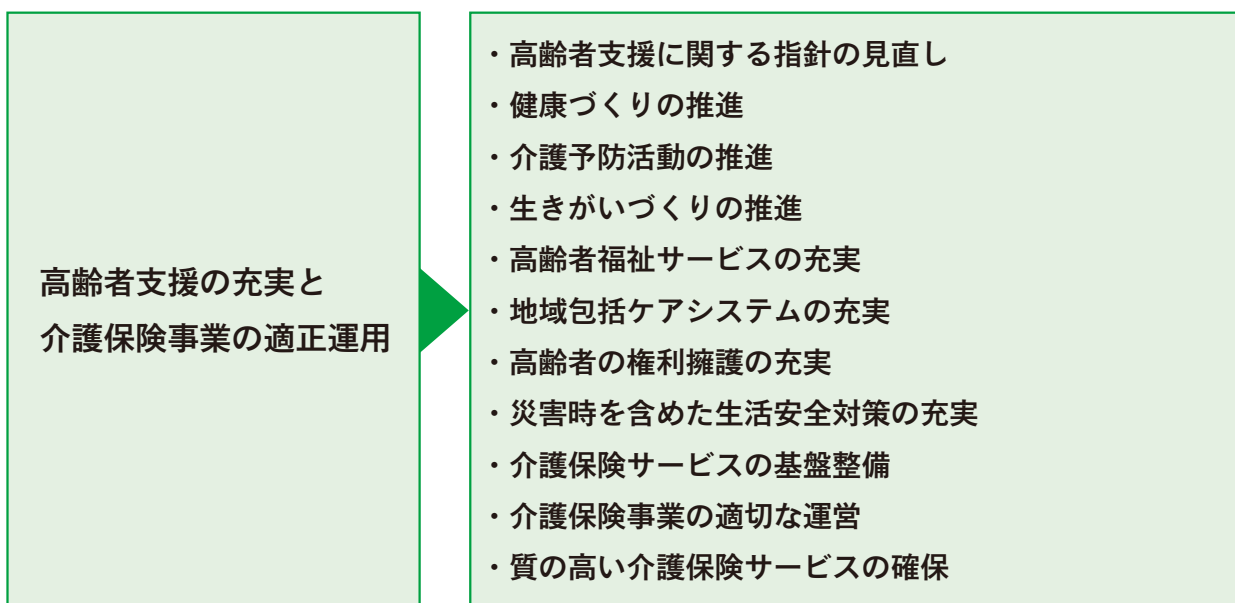
本村では、平成12年度以降、7期にわたり「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢期の健康づくりや生きがいくくり、福祉・介護サービスの充実など施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

また、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関である地域包括支援センターによる、介護予防施策の展開や介護保険事業におけるサービス基盤の整備と安定運営、高齢者の社会参加や生きがいくくりに向けた取り組み等、各種の高齢者支援施策を継続して推進しています。

(2) 施策の方針と施策の体系

高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、福祉の村としての特性を一層発揮しながら、生活支援体制の整備や介護体制の充実、社会参加の促進等に努めるとともに、福祉団体や福祉ボランティア、NPO法人等による地域で支え合う福祉活動の促進、介護予防の普及啓発やフレイル予防により、すべての人が安全で安心して暮らせる村づくりを進めます。歳をとっても、その人らしく当たり前で暮らせるよう、自立支援を基本とした総合的な取り組みを推進します。

図 施策の体系



*地域包括ケアシステム／住み慣れた地域で生涯を過ごすことができるように、地域内で、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供するケア体制のこと。





(3) 主要施策

1) 高齢者支援に関する指針の見直し

実情に即した高齢者支援施策を総合的、計画的に推進するため、3年に一度、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを図ります。これにより本計画に記載する課題や現状、方針、施策に更新があったとしても、その目的は変わらず、老人福祉法及び介護保険法の理念に則ります。

2) 健康づくりの推進

健康は、すべての人にとって自分らしい暮らしを送る原点ともいえます。要介護状態の原因となる生活習慣病の予防の啓発や健診の受診勧奨など、どの世代も健康でいられるようなアプローチを進めます。

3) 介護予防活動の推進

高齢者をはじめ、地域の人々に介護予防の重要性を理解してもらうとともに、心身機能の維持・向上に向け、個々の状態に応じた取り組みを推進します。また、これまでに把握している介護予防対象高齢者等に対して、要介護・要支援状態になることを予防し、必要時に介入できる見守りや支援を行います。

4) 生きがいづくりの推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和2年8月)では、趣味がある人、生きがいのある人とも年齢が高くなるほどその割合が低下しています。歳を重ねても生きがいを持ち続けるためには、個々の高齢者の経験や知識を発揮できる機会が重要です。そこで、様々な年齢層の社会参加、生きがいづくりの取り組みを推進します。

5) 高齢者福祉サービスの充実

地域で生活していく上では、介護保険制度だけでは対応できない生活課題が多くあります。介護を必要とする方も、そうでない方も、だれもが安心して地域で生活していくために必要な生活支援を継続し、その質の向上を図るとともに、それらのサービスが円滑に利用できるよう、窓口に関する啓発を推進します。

6) 地域包括ケアシステムの充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者等が増加するなか、高齢者が安心して、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護など専門分

野における支援の充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備も必要です。日高村には、見守り活動等、住民力を生かした主体的な取り組みはもちろんのこと、NPO法人による生活支援等、多様な主体による生活支援があります。今後もこれらの持ち味を生かした地域の支援体制の充実を図ります。

7) 高齢者の権利擁護の充実

認知症の高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者の虐待防止や権利擁護の重要性は増します。判断能力の低下等によって意思決定や金銭管理ができない、あるいは地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、あるいは、適切なサービス等につなげることが困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を推進します。

8) 災害時を含めた生活安全対策の充実

災害発生時に、支援が必要な高齢者や障害のある人などの速やかな避難や安否確認ができ、被災後もできるだけ安全に生活できるよう、避難行動要支援者の所在を把握し、関係機関で情報を共有するとともに、災害時に地域住民の協力・支援が得られる体制の維持・充実を図ります。

9) 介護保険サービスの基盤整備

介護を必要とする状態になった時に、円滑にそのサービスを利用できるよう、介護保険サービスや、その窓口に関する啓発を推進します。また、利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、必要なサービス量を保ち、その質の向上を図ります。

10) 介護保険事業の適切な運営

介護保険制度の目的である自立支援・重度化防止が理解できるよう、あらゆる媒体で村民や事業者への周知に取り組みます。また、事業者等への苦情等に対し助言指導を行い質の向上を図ります。また、受給者に適切なサービスを提供できる環境を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化に取り組みます。可能な限り不要な介護給付費の増加を抑制し、介護保険制度の運営の安定化を図ります。

11) 質の高い介護保険サービスの確保

自立支援地域ケア会議における多職種協働による個別事例の検討や、ケアプラン点検での指導や助言、課題に応じた研修会を行うことで、介護支援専門員やサービス事業者へ




の*OJT¹の場とし、サービスの質の向上に取り組みます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを包含した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 3.8	要支援・要介護の認定率	%	18.0	全国平均以下

3 障がい者支援の充実

(1) 現況と課題

日高村では、障がいのある人が自立し、地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる社会「だれもが元気に安心して暮らせるひだか」の実現を目指し、相談支援体制の充実やサービス基盤の整備等、障害者支援の充実を推進してきました。

村内で暮らしている障がいのある人のうち、令和2年3月末現在の障害者手帳の所持者を見ると、身体障害者手帳の所持者が351人で減少傾向にあり、療育手帳を所持する知的障害のある人が46人で横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳の所持者が49人で、やや増加傾向にあります。どの障害者手帳の所持者も高齢化が進んでおり、特に、身体障害者手帳所持者については、65歳以上の人が85%と高齢化率が高くなっています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、社会を構成する一員として暮らす共生社会を実現する必要があります。しかし、障害者計画策定におけるアンケート結果において、障がいがあることで何らかの差別を受けた人や、嫌な思いをした人は44%となっており、近所づきあいや職場、医療機関等における理解と配慮が求められています。当事者・家族の高齢化に伴い、判断能力が十分でない人の権利を守るための体制づくりについても、引き続きの課題となっています。

そのほか、保健・医療・福祉の連携を通じて支援体制を充実させていくこと、就労機会の拡大や社会参加を促進していくことが必要です。

*OJT(オージェイティ)On the Job Training / 新人や未経験者に対して、実務を経験させながら仕事を覚えてもらう教育手法。



(2) 施策の方針と施策の体系

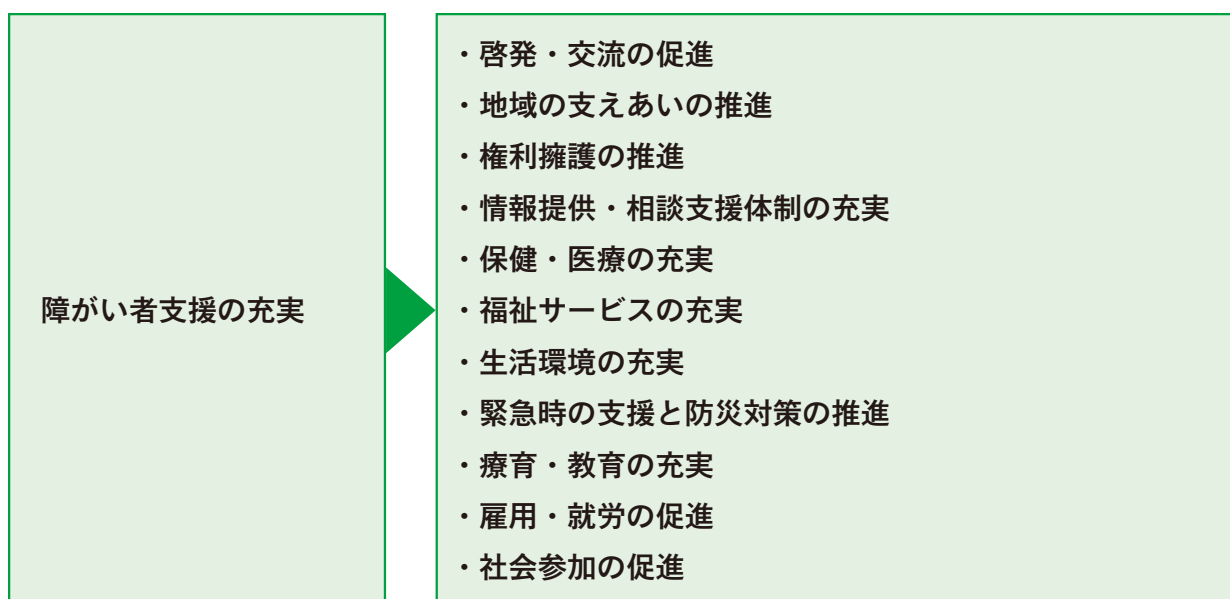
障がいのある人も障がいのない人も、誰もが分けへだてなく、ともに生きていくことのできる社会、そして生まれ育った地域で住民の一人ひとりが役割をみつけ、いきいきと輝いて暮らせる社会の実現を目指します。それは、誰であっても特別視されず、お互いをそのまま認めあい、人権が尊重されることはもちろん、誰もが住みよく、また自由に外出でき自己実現が可能であるなど、物心両面のバリアフリー化が実現された社会です。

誰もが、ありのままにその人らしく、住みなれた地域で生活していくことを目指し、様々なサービスや支援制度の中から一人ひとりの置かれた状況に最も適した支援を選び、課題を解決していくような「オーダーメイド」の施策を展開します。

障がいのある人による自己選択・自己決定が適切に行われるよう、地域の有する社会資源を最大限に活用し、生活面や教育、就労面などの条件整備を進めるとともに、必要な情報の提供、相談支援、サービスの利用援助、苦情解決、利用者の権利擁護などの充実に努めます。

本村で暮らす一人ひとりの思いを受け止め、地域の各種団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、障害者会、NPO法人やボランティア団体、その他個人として活動している人も含め、日高村の宝である住民の力を一層育み、結びつけていくことを通じて、新たな地域社会を切り開いていけるよう努めます。

図 施策の体系





(3) 主要施策

1) 啓発・交流の促進

きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障がいのある人と障がいのない人の交流を通じて、障がい特性に応じた合理的な配慮など障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を促進します。

2) 地域の支えあいの推進

地域福祉活動の展開を通じて、障がいのある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取り組みを進めます。

3) 権利擁護の推進

サービスの利用をはじめ、判断能力が十分でない障がいのある人の意思決定を支援するため、成年後見制度等の権利擁護の推進に取り組みます。また、障がいのある人への差別の解消、虐待の防止に向けた取り組みを進めます。

4) 情報提供・相談支援体制の充実

障がいのある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報を提供します。また、障がい種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。

5) 保健・医療の充実

障がいやその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービス、リハビリテーションなどの提供体制の充実に努めます。

6) 福祉サービスの充実

障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉、その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

7) 生活環境の充実

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

8) 緊急時の支援と防災対策の推進

災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげての防犯体制づくりに努めます。

9) 療育・教育の充実

発達に課題のある子どもを早期に発見し、療育につなげるとともに、地域の学校や保育所(園)、特別支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの子どもの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

10) 雇用・就労の促進

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業等への就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

11) 社会参加の促進


外出支援や意思疎通支援等を通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。

また、障がいのある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取り組みを進めるなど、多様な住民活動の促進に努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 10.2	就労支援B型の利用者数の増加	人	17	20



4 地域福祉の充実

(1) 現況と課題

人口減少、少子高齢化による地域活動の担い手不足やコミュニティ意識の希薄化などにより、地域の支え合い活動の低下が懸念されています。これまでに経験したことのないような災害が多く発生しているなか、助け合いや見守りの重要性が再認識されています。

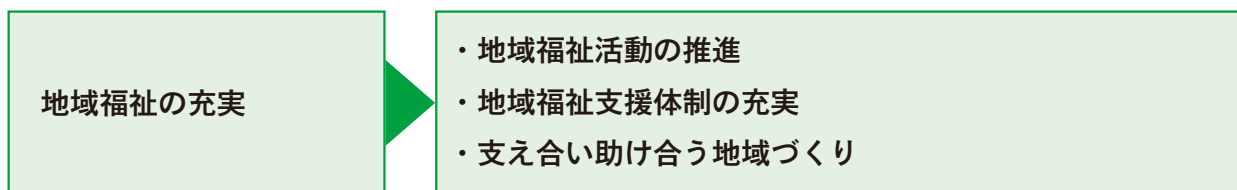
本村においては、社会福祉協議会・民生児童委員連絡協議会が地域福祉活動計画に基づく活動を行い、関係機関・団体等による地域福祉活動を展開し、地域活動や支え合いの推進に取り組んでいます。

社会状況の変化に伴い、地域における生活課題が多様化するなか、制度によるサービスだけでなく、これまで以上に「自助」「互助」「共助」「公助」の連携による取り組みが必要となります。

(2) 施策の方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人と人がつながり、誰もがお互いに支え支えられる地域福祉体制づくりを推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地域福祉活動の推進

地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会や、地域福祉団体等の活動支援に努め、地域福祉活動を進めます。また、引き続き地域福祉計画を策定し、地域福祉活動と連携して地域の実情に即した地域福祉施策を計画的に推進します。

2) 地域福祉支援体制の充実

地域包括支援センター等の行政機関や社会福祉協議会、関係機関が連携・協働しながら支援体制の更なる充実を図ります。

3) 支え合い助け合う地域づくり


住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるよう、地域のつながりや活動を支援していきます。幼少期からの福祉教育や異世代交流に努めることで他者や地域を「知る」「ふれあう」機会

を確保するとともに、見守りネットワークの充実やボランティア活動の促進に努めます。また、専門的な支援を必要とする方々が、必要な支援につながるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの相談窓口の周知、相談機能の充実を図り、今後需要が増すことが見込まれる権利擁護(日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用等)を積極的に推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 10.2	社会福祉協議会における福祉ボランティア登録者数	人	409	440

5 健康づくりと疾病予防

(1) 現況と課題

平成27年度(累計)の本村国民健康保険被保険者(40-74歳)においては、被保険者の実に半数近くが高血圧で治療している現状にあります。次いで、脂質異常症、糖尿病と続き、重症化すると一人当たりの医療費の増大にもつながっています。

特に疾病状況の特徴としては、糖尿病にて新規に治療を開始する患者数が多く、高血圧で治療を開始する人の約2倍を占めており、死亡原因としても県、国平均と比べおよそ2倍となっています。死亡原因は生活習慣病が原因となって引き起こされるものであり、日頃の生活習慣の改善によって防ぐことができる疾患です。

平成27年度の特定健康診査受診者「特定健康診査(以下「健診」と言う。)」のうち、高血圧症や糖尿病、脂質異常症で服薬している人の割合は、いずれの疾患においても、県、国平均を上回っています。また、治療中ではありながらも、コントロール不良と判定される人の割合も57%に及んでおり、医療機関でのきちんとした疾病コントロールは不可欠です。さらに健診結果が異常値を示しているにも関わらず医療機関を受診していない人、また、治療を中断している人なども多くおり、医療機関との連携とともに、生活習慣の改善のための策を講じる必要があります。

村民の生活習慣の状況を見ると、心血管疾患の危険因子である喫煙者の割合は県、国平均に比べて非常に高い割合で推移しています。また、毎日お酒を飲む人の割合は、県平均レベルではありますが、1日の飲酒量においては、3合以上飲酒する人の割合が非常に多く、大量飲酒の習慣化が生活習慣病の発症につながっている可能性は否定できません。



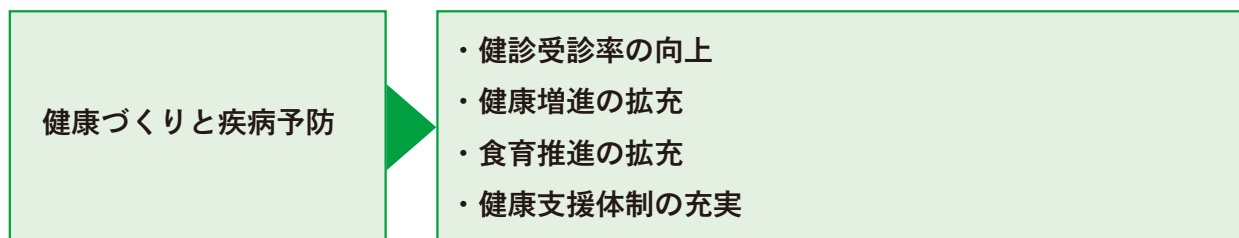
健診受診率は県下において上位の数値ですが、村の年齢別受診率は、若年層の受診率が低いため、若いころからの健診受診を定着化し、疾病の早期発見・早期治療につなげること、あるいは生活習慣を見直し、疾病予防に努めることなど、その人の状況に合わせた対応が必要です。そして、すべての年齢層において、治療を開始している人に対してはきちんと疾患をコントロールし、重症化を防ぐ対策が必要であり、それぞれの段階で状況に応じた対策を講じる必要があります。

また、平成24年度から平成28年度までの5年間における自殺者数は、年平均1名おり、全国の自殺率よりは下回っているものの、現状の分析及び対策を講じる必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

健康づくりを推進することで、村民が健康に関心をもち、心身の健康保持・増進を図り、生涯にわたって元気に安心して過ごせる村づくりを目指します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 健診受診率の向上

移動手段がないため健診を受診出来ない人や体力的に健診時間が長くて待てない人のために、送迎や健診体制の見直しを行うことで受診率の向上を目指します。また、健診未受診者に対しては、健康応援し隊による未受診者勧奨に加え、未受診者の分析を行い、長期間受診していない人に対しては、保健師等による電話や訪問による受診勧奨を行うことで、受診率の向上を目指します。

2) 健康増進の拡充

現在日高村で行っているウォーキング教室や健診結果説明会等の健康教室に加え、新たに健康センターを活用した若年層向けの筋力増強を目的とした運動教室を実施することで、若年層が運動習慣を身に付ける仕組みを作ります。また、各地域における自主的な運動教室に対して一定の補助を行うことにより、各地域における自主的な運動習慣の確立を支援します。

3) 食育推進の拡充

管理栄養士等による健診結果に基づく特定保健指導の積極的な受診勧奨・指導を行い、生活習慣病及び重症化予防に取り組めます。

また、食生活改善推進協議会による村内各種イベント時における食育推進活動を継続して行います。

4) 健康支援体制の充実

*メンタルヘルスに関する相談窓口を広報等で周知を行い、こころの健康の普及啓発に努め、相談支援体制の充実を図ります。また、悩みやストレスを軽減し、こころの安定を図られるよう、きめ細やかに個別対応を行い、必要に応じ専門機関につなげるよう努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 3 すべての人に健康と福祉を	特定健診受診率	%	54.7	60.0
	健康センター利用者数	人	3,409	3,500
	特定保健指導実施率	%	48.4	60.0

6 社会保障制度の適正運用

(1) 現況と課題

国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の健康の保持・増進に大きな役割を果たしていますが、高齢化の進行や医療技術の高度化等に伴い医療費は増加の一途をたどっており、その運営は極めて厳しい状況にあります。平成30年度より財政運営は県へと移行されていますが、引き続き的確な現状分析による効果的な医療費適正化対策や国民健康保険税の収納率向上対策など、制度の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。

*メンタルヘルス／直訳すれば「心の健康」を意味していて、世界保健機関(WHO)では「自身の可能性を認識し、日常のストレスに対処でき、生産的かつ有益な仕事ができ、さらに自分が所属するコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義しています。





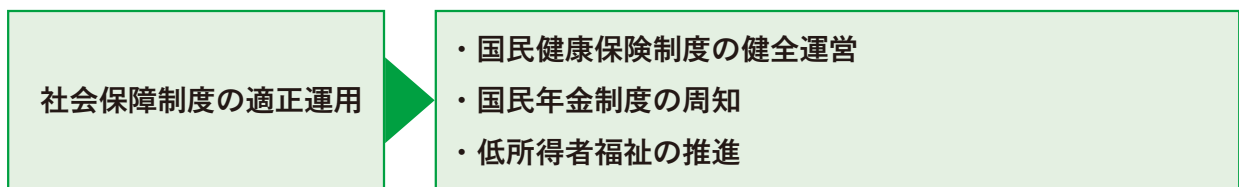
一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金制度への不信・不安等の問題が発生し、人々の信頼の回復が求められていることから、制度についての正しい理解の一層の浸透に努める必要があります。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とした制度です。現在、関係機関と連携し、生活困窮者に対する相談や制度の周知、適正運用に努めています。今後も生活困窮者への経済的自立に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

(2) 施策の方針

村民が健康で文化的な生活を営み、老後に不安のない人生を送れるよう、国民健康保険や国民年金、生活保護などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 国民健康保険制度の健全運営

- ①特定健康診査・特定保健指導の実施による生活習慣病の発症や重症化の予防はもとより、多受診傾向の被保険者への相談・指導やレセプト点検の強化による適正受診の促進、医療費の通知及びジェネリック医薬品の差額通知などにより、医療費の適正化に努めます。
- ②広報・啓発活動の推進や適正な賦課、徴収体制の充実等により、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

2) 国民年金制度の周知

すべての村民の年金受給権の確保のため、広報・啓発活動の推進や年金相談の充実を図り、制度への村民の理解と関心を高めます。


3) 低所得者福祉の推進

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、関係機関との連携のもと、相談・指導体制の充実や制度の周知など、適正な運用に努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)	
 3 すべての人に健康と福祉を	3.5	医療費通知実施率	%	100	100
		レセプト点検実施率	%	100	100
		年金相談件数(月平均)	件	18	15
		広報紙への掲載回数	回	12	12





第5章

教育・文化・スポーツ環境の充実した村づくり

1 学校教育の充実

(1) 現況と課題

平成29年に新学習指導要領が告示されたことにより、教育を取り巻く状況が大きく変わりました。教育界も変革の節目を迎えています。少子高齢、グローバル化、多様化する社会に対応すべく、施策を打ち出してきています。教育の根本は古来、人が生きていくために必要な基本的要素を身に付けさせることであり、そのため、知識、体験、社会性、人間性等を教えることが教育です。しかし、現在では、教育の方法や理念も単純ではなく、高度な文明を維持していくための教育が必要です。また、これからは価値観の多様化、変化の目まぐるしい社会を生き抜いていかなければなりません。その場として、家庭、地域、学校、福祉の役割が大切であり、今回の改訂指導要領のねらいも知、徳、体、を主体とした、*アクティブラーニングの視点で主体的、対話的、深い学びの実現に向けて、バランスの取れた力を付けることを指針としています。

しかし、課題として、学力だけではなくその学力を生かしていける児童、生徒を育まなくては「生きる力」は身に付きません。そのためには「社会で必要な力」「何事にも自分で選択、判断、決断のできる人」「《自ら学ぶ》姿勢のある児童、生徒」「社会性、道徳性、コミュニケーション能力、危機管理能力等を育成できる学校教育、学校環境、学校施設」の充実も積極的に推進していきます。

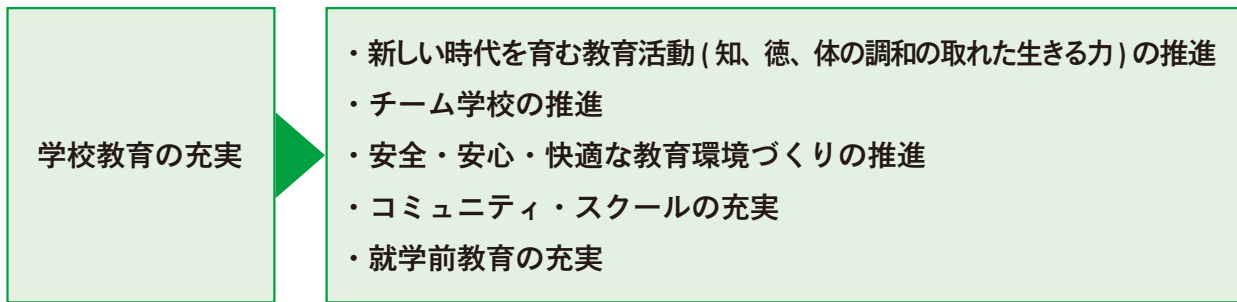
(2) 施策の方針と施策の体系

教育行政の基本とし、「誇りの持てる日高村の創造と持続可能な日高村の実現」にふさわしい心身共に健康で、創意と自主性に富み人間性豊かな人材の育成を目指します。そのため、学校施設、学校教育環境の充実、また、学校、家庭、地域、福祉が連携した総合的な教育施策を推進します。

*アクティブラーニング／能動的学習のことを差し、児童、生徒等が受け身ではなく、自ら能動的に学びに向かうよう設計された学習のこと。



図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 新しい時代を育む教育活動(【知】、【徳】、【体】の調和の取れた生きる力)の推進

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、未来を切り開く、確かな学力、【知】学びに向かう力、【徳】他者と協働する力【体】基本的な生活習慣を育む教育活動を推進します。

①【知】基礎学力の定着と学力向上・国際理解教育の推進

学校経営計画に基づく体制整備や、授業方法の工夫・改善、学習環境づくり、家庭学習の習慣化を推進し、基礎学力の定着と学力向上とともに、国際理解教育の推進のため、外国語活動の充実を図ります。

②【徳】特別支援教育の推進・心の教育の推進

*インクルーシブ教育を視点とした支援、校内委員会及び組織的な指導支援・教育支援委員会の充実、学力保障支援員(学力向上支援員)の活用、人権教育・道徳教育・読書活動・ふるさと教育の推進により、他者と協働する力を育む教育活動を推進します。

③【体】体育・食育の推進、安全・安心な教育環境の充実

体力・運動能力の向上のために、教員の体育・保健体育授業の授業力向上を図るとともに、学校全体で組織的に取り組む体制を整えます。また健康面においても、健康教育に関する研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、食育など健康教育の充実を図ります。

2) チーム学校の推進

これからの学校経営は個々の教員の力量を高めていくだけではなく教員同士がチームを組んで主体的に学びあうことにより組織的に授業力の向上や児童、生徒指導の充実を推進します。

*インクルーシブ教育／人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み。





3) 安全・安心・快適な教育環境づくりの推進

安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、学校施設の整備充実を計画的に推進するとともに、学校のICT環境の整備、学校図書館の蔵書の充実など、教育内容に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

①安全・安心な教育環境の充実

南海トラフ地震等でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう、防災(安全)教育を推進します。また、災害に強く、被災後も地域の避難所としての機能を維持できる学校施設を目指し、防災機能の強化を図ります。

②ICT デジタル社会教育

先端技術を活用し、新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。また、新しい時代の中でも新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成を図ります。

4) コミュニティ・スクールの充実(学校運営協議会)

学校・家庭・地域の連携により、*コミュニティ・スクールの活動の充実や地域学校協働本部事業の推進により、地域全体で子どもを育む教育風土の推進を図ります。

5) 就学前教育の充実

専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や小学校との連携、日常的な親育ち支援が充実することを目指し、今後も引き続き、就学前教育の充実を図ります。

①保・小・中連携教育の推進

「連携教育日高の会」の充実を推進し、*小1プロブレムの解消を図ります。

②保育士の指導力の向上

保育士研修の充実を推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、次頁のとおりです。

*コミュニティ・スクール／コミュニティ・スクールは、保護者と地域の代表が学校運営に参画する学校運営協議会を設置した学校を指し、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、一体となって子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。

*小1プロブレム／小学校に入学したばかりの1年生が学校生活に適應できずに起こす問題行動、または、その児童の行動によって授業が成立しない状況のこと。



図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 4.2	小学校の生徒の長期欠席者 (30日以上欠席者)	人	1	0
	中学校の生徒の長期欠席者 (30日以上欠席者)	人	1	0

2 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

いつでも、どこでも、誰でも自発的に学習活動を行い、充実した人生を送るとともに、その成果が地域づくりに生かされる生涯学習社会の形成が求められています。

本村では、村民の学習ニーズに応えるとともに、活力ある村づくりに生かしていくため、公民館等を拠点に、英会話教室の開催など学習機会の提供や村民の自主的な学習活動への支援を行っているほか、学習成果の発表の場として、生涯学習フェスタを開催しています。

また、地域ぐるみで子どもの教育を支援するため、学校支援に関するボランティア活動の促進に努めているほか、青少年の健全育成に向け、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の開設や関係機関等と連携した街頭指導・巡回活動等を行っています。

今後、少子高齢化の一層の進行など社会・経済情勢が大きく変化していく中で、こうした地域に根ざした学習活動や子どもの健全育成に向けた地域ぐるみの活動は、本村の村づくりにとってさらに重要性を増すことが予想されることから、村民の学習ニーズや村の特性・課題に即した学習環境づくりや、村全体で子どもを育む体制の強化を一層積極的に進めていく必要があります。

また、本村では、図書館を中心とした子どもの読書活動の促進に向けた取り組みが行われており、子どもや若者の読書離れが指摘される中、こうした読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものであることから、今後は、新たに整備された村立図書館「ほしのおか」を活用し、子どもから高齢者まで、すべての村民が気軽に本に親しめる環境づくりを一層進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

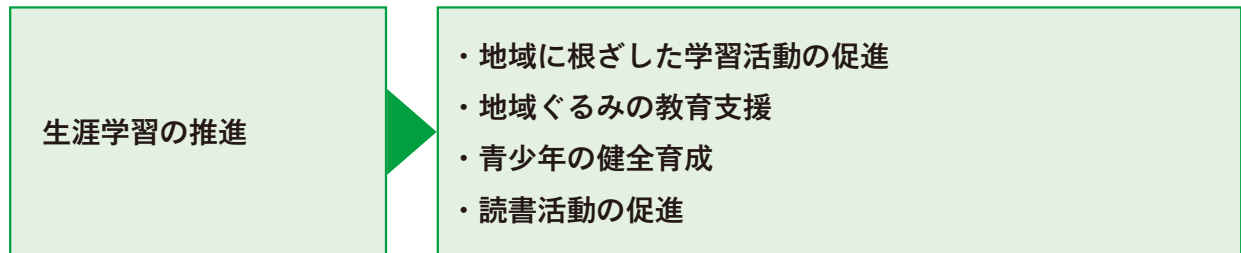
村民が生涯にわたって学び続け、自己を高め、その成果が村づくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、村民の学習ニーズに即した学習機会の提供や自主的な学習活動の促進に努めるとともに、放課後や週末の子どもの居場所づくりなど、青少年の健全育成に向けた取り組



みを進めます。

また、村民主体の学習活動を一層促進する環境整備を進めるとともに、明日の本村を担う青少年の健全育成や読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 地域に根ざした学習活動の促進

- ①学習機会の充実に向け、村民の学習ニーズを的確に把握しながら、また本村の特性課題や社会・経済情勢の変化を踏まえ、特色ある教室・講座の開催を図るとともに、学習情報の収集・提供を図ります。
- ②村民主体の学習活動・地域活動を促進するため、自主的な活動を行う団体・サークルやリーダーの育成を図ります。
- ③学習成果の発表の場、交流の場として、生涯学習フェスタの内容充実及び参加促進に努めます。

2) 地域ぐるみの教育支援

学校は地域の一部であるという認識のもと、地域全体で学校を支援していくため、学校支援ボランティアの充実、及び、活動の活発化の促進に努めます。

3) 青少年の健全育成

- ①放課後や週末の子どもの健全育成、及び、居場所づくりのための放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設、家庭教育に関する啓発や情報提供の推進等により、家庭・地域の教育力の向上を促進します。
- ②少年補導育成センターを中心に、街頭指導や巡回活動を行い、青少年の非行の防止や有害環境の浄化に努めます。

4) 読書活動の促進


「日高村子ども読書活動推進計画」(令和1年12月)に基づき、読書の楽しさについての啓発

活動の推進や図書館支援ボランティア等との連携のもと読み聞かせ活動の促進をはじめ、家庭や地域、保育所・学校、図書館における子どもの読書活動の促進に向けた取り組みを進めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4.7	生涯学習フェスタ参加者数	人/年	169	200
	図書館利用者数	人/年度	6,146	6,500

3 スポーツの振興

(1) 現況と課題

スポーツは、健康・体力づくりや生きがいつくりはもとより、住民同士の親睦や地域連帯を深めるものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

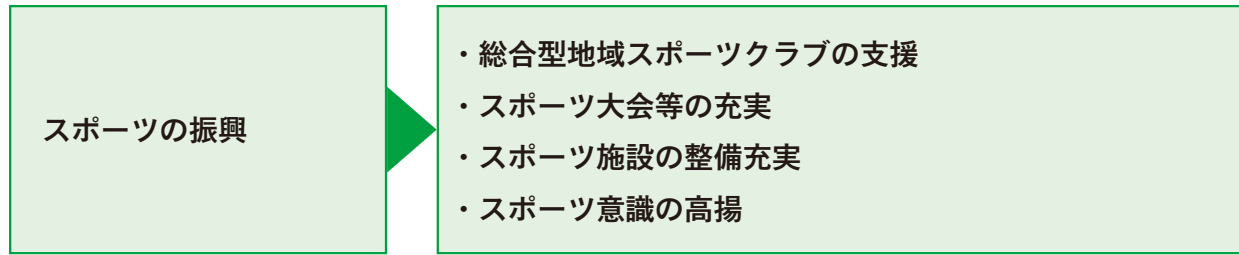
本村では、これまで総合型地域スポーツクラブ「ひだか茂平クラブ」を中心に、村民ニーズを踏まえながら、各種スポーツ教室、大会の開催を計画し、スポーツの普及を目指してきましたが、総合型地域スポーツクラブ育成事業の廃止により、国の助成金の大幅減額を受け、平成26年度からクラブ事務局を教育委員会に戻し、各サークルの自主運営を余儀なくされ、設立当初の計画にあったクラブマネージャーを中心とした運営組織の確立が困難な状況になっています。総合運動公園の整備充実及び有効活用、スポーツや健康づくりに関する啓発活動や情報提供を推進し、すべての村民が生活の一部として自主的にスポーツや健康づくりを行える環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

子どもから高齢者まで、すべての村民がスポーツや健康づくりに親しみ、健康で充実した人生を送れるよう、総合型地域スポーツクラブの支援やスポーツ施設の整備充実、ゴルフ場の積極的な活用に努めます。



図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブ「ひだか茂平クラブ」について、運動系スポーツや健康運動系スポーツ等の様々な活動が活発に行われるよう、必要に応じて支援します。

2) スポーツ大会等の充実

ひだか茂平マラソンや村民ゴルフ大会等のスポーツ大会・イベントの内容充実及び参加促進に努めます。

3) スポーツ施設の整備充実

総合運動公園について、老朽化や地盤沈下の状況、利用ニーズ等を勘案しながら、施設・設備・用具等の整備充実を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用を努めます。


4) スポーツ意識の高揚

広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供等により、村民のスポーツ・健康づくりに関する意識の高揚を図ります。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4.7	運動公園施設利用者数	人/年度	20,000	24,000

4 文化芸術の振興

(1) 現況と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、生きる勇気や喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素です。本村では、文化推進協議会に加入している文化芸術団体(18団体、約100人)を中心とした村民主体の多様な文化芸術活動が行われているほか、これらの成果の発表の場、文化芸術にふれる場として、文化祭や総合美術展が開催されています。

しかし、会員の減少や高齢化により活動が停滞しつつある団体がみられるほか、文化祭への参加者の減少といった問題もみられ、今後は、高齢者や障がい者、子育て中の保護者、勤労者を含め、すべての村民が気軽に文化芸術にふれ、活動しやすい環境の整備を一層進めていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。本村には、県内に3つしかない国宝の1つである「金銅荘環頭大刀拵太刀身」を御神体として祭る土佐二ノ宮小村神社や、県指定無形文化財であり、1329年から始まったといわれる「花採太刀踊」宇佐八幡宮で数十年ぶりに復活した「宇佐八幡宮花採踊」をはじめ、貴重な文化遺産があります。

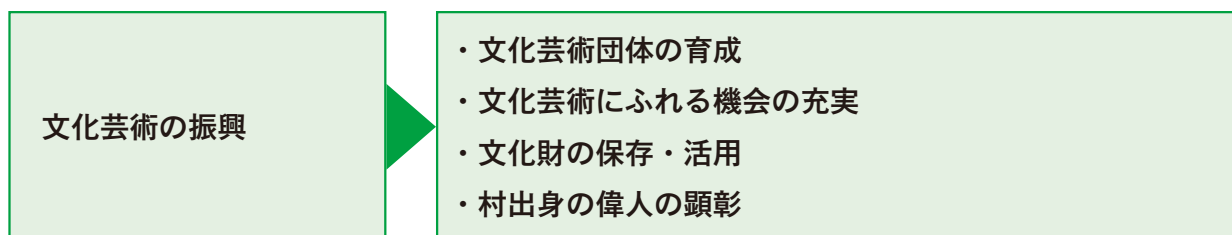
本村では、日高村文化財保護審議会の指導・助言のもと、有形文化財の保存・活用や無形文化財の伝承者の育成等に努めていますが、今後とも、これらの取り組みを積極的に進め、村内外の人々が本村の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

また、本村は、義賊的な忍者として活躍したといわれる日下茂平をはじめ、戦国時代の武将や近世史上の人物、維新・勤王の志士のほか、近代においても、眼科医や政治家等として活躍した町田旦龍、洋画家である高橋虎之助など、数多くの偉人たちを輩出していますが、十分に周知されているとはいえ、その顕彰事業が必要となっています。

(2) 施策の方針と施策の体系

生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、村民主体の文化芸術活動の促進に努めるとともに、文化財や天然記念物の適切な保護・保存、無形文化財の保存・継承に努めます。

図 施策の体系





(3) 主要施策

1) 文化芸術団体の育成

村民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化推進協議会などの文化芸術団体の育成を図ります。

2) 文化芸術にふれる機会の充実

①広報・啓発活動の推進や文化芸術に関する情報の収集・提供等により、村民の文化意識の高揚を図ります。

②文化祭や総合美術展等の文化行事・イベントの内容充実を促進するほか、公共施設のロビーなど公共スペースを活用した作品の発表・展示の場の確保等を図り、活動成果を発表・展示する機会や多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。

3) 文化財の保存・活用

①有形文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化遺産や歴史資料等についても、調査・研究を行い、収集や保存・活用に努めます。

②無形文化財をはじめ、地域に伝わる伝統行事や祭りなどについても、伝承者や保存団体の育成、学校教育での保存活動の推進等により、積極的にその保存・伝承に努めます。

③産業郷土資料館は、展示内容の充実や観光への活用など、有効活用に向けた取り組みを検討・推進します。

4) 村出身の偉人の顕彰

村出身の偉人たちに関する調査・研究を進めるとともに、作品や資料の収集・公開を行うなど、顕彰事業を進めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 文化祭参加者数	人/年	329 (配布パンフレット数)	350

1 環境施策の総合的推進

(1) 現況と課題

地球温暖化などの地球環境問題から身近な地域における自然の減少や水質汚濁まで、様々な環境問題の発生を背景に、環境保全の重要性・緊急性が叫ばれています。本村は、非常に珍しいミナミヤンマや絶滅危惧種であるメダカをはじめ、多様な水生生物の宝庫として知られるほか、貴重な地質資源や、これらに育まれたドウダンツツジなどの特徴的な植生を有するなど、優れた自然環境を誇ります。

本村では、これらの自然を守り、生かす村づくりを進めるため、グラウンドワーク推進協議会をはじめ、各種の自然保護・環境保全団体が、日下川調整池及び戸梶川調整池、渋川トンボ公園の保全管理やドウダンツツジ等の貴重な植物群落の保全をはじめ、様々な活動を展開しています。本村では、これらの活動の促進に努めるとともに、団体等と連携し、村民への環境保全に関する啓発活動や学校教育における環境教育を行っています。

今後、こうした環境保全に関する取り組みは、時代要請に即した地球環境の保全をはじめ、人々の定住・移住や村の魅力の向上につながるものとして、本村の村づくりにとって一層重要性を増すことが予想されることから、自然保護・環境保全団体等による自主的な活動の一層の促進はもとより、地球温暖化の防止や新エネルギーの導入なども視野に入れた多面的な環境施策を積極的に推進し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

また、本村では、県による産業廃棄物処理施設が令和5年度中に受入が終了する見込みであり、受入終了後の地域との共生について協議する必要があります。

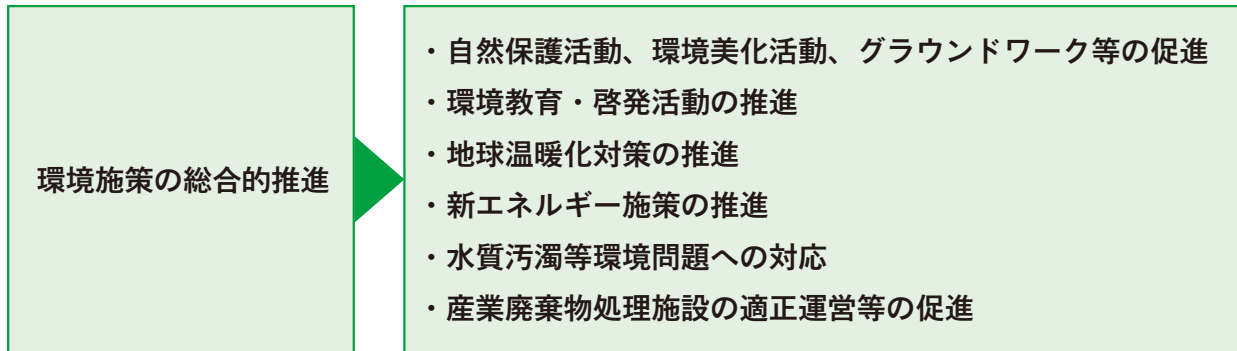
(2) 施策の方針と施策の体系

優れた自然環境を有する村として、内外に誇りうる環境重視の村づくりを進めるため、村民や村民団体、事業者との協働のもと、多面的な環境施策を総合的に推進します。

多様な水生生物等が生息する優れた自然環境を誇る村として、村民や村民団体等による自然保護活動や環境美化活動、グラウンドワーク等の一層の促進をはじめ、河川の水質汚濁等の環境問題への対応、地球温暖化防止施策や新エネルギー施策の推進、美しい景観づくり、さらには、産業廃棄物処理施設の適正運営及び地域との共生の促進など、多面的な環境施策を総合的に推進します。



図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 自然保護活動、環境美化活動、グラウンドワーク等の促進

自然保護・環境保全団体及び行政間における環境連絡会の開催など、全村的に効果的な活動が展開できる体制整備を行いながら、各団体やボランティアによる自主的な自然保護活動、環境美化活動、グラウンドワーク等の一層の促進に努めます。

2) 環境教育・啓発活動の推進

村民の環境保全意識の高揚を図るため、広報・啓発活動の推進をはじめ、自然保護・環境保全団体等との連携による観察会や自然教室の開催、学校教育における環境教育の実施について必要に応じて開催します。

3) 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」(令和2年3月改定、令和2年度～令和6年度5カ年)の策定のもと、本村が電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネタイプで環境負荷の少ないものにするとともに、事務用品の購入については、可能な限り詰め替えやリサイクル可能な消耗品にします。また、昼休み時間の消灯、クールビズ、ウォームビズによりエアコン等の使用を控えるといった公共施設における温室効果ガスの排出削減を図るとともに、地域への波及に向けた啓発等を進めます。

4) 新エネルギー施策の推進

太陽光発電をはじめ、木材や廃食用油などの有機物を利用した*バイオマスエネルギーなど、環境負荷が少なく再生可能な新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めます。また、高知県、民間、村が出資した、「こうち*メガソーラー」や自治体電力会社の設立により、再生可能な新エネルギーを導入し、環境に配慮しつつ自治体電力会社での利益を地域に還元できるような仕組みを確立していきます。

5) 水質汚濁等環境問題への対応

- ①工場排水による河川の水質汚濁をはじめ、事業所等による公害の未然防止に向け、高知県との連携のもと、必要に応じて調査や監視、指導を行います。
- ②仁淀川については、水質の保全はもとより、生態系や景観の保全等を含めた健全な水循環系の再生・構築に向け、仁淀川清流保全計画に基づく流域一体となった取り組みを進めます。

6) 産業廃棄物処理施設の適正運営等の促進

高知県の産業廃棄物処理施設であるエコサイクルセンターについては、環境に配慮した適正な運営はもとより、環境教育の場の提供など地域に開かれた施設としての取り組みを促進していくとともに、建設に伴う地域振興策の適正な実施に努めます。

運営終了後、5年程度のモニタリング調査と並行して、今後の跡地利用等について地元住民と協議し、安全が確認された場合には取り組みを実行していきます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを統合した目標指標(ベンチマーク)は、次項のとおりです。

*バイオマスエネルギー／生物から生まれた資源のこと。森林の間伐材、家畜の排泄物、食品廃棄物など、さまざまものが資源として活用されています。これらのバイオマスは、燃料にして発電したり、熱を供給するなど、エネルギーとして利用。

*メガソーラー／1 MW以上の出力を持つ太陽光発電システムのこと。





図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 13 気候変動に具体的な対策を	13.3 二酸化炭素排出量削減量	Kg-CO2	871,559	714,000
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 新規発電施設設置数 7.2	箇所/年度末	0	1

2 廃棄物処理等環境衛生の充実

(1) 現況と課題

これまでの生活様式や社会の仕組みを見直し、廃棄物をできるだけ出さない社会への移行が求められています。

本村のごみは、現在、9種類に分別され、適正処理、及び、資源化が図られています。可燃ごみ及びカン類、ビン類については、高知中央西部焼却処理事務組合(土佐市、いの町、日高村)において、また、不燃ごみ類及び有害ごみ(蛍光灯、乾電池等)については、村内の民間中間処理業者で処理を行い、粗大ごみについても、年2回の中間処理を行っています。本村ではこれまで、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めてきたほか、広報・啓発活動の推進や生ごみ処理機の購入補助等を行い、ごみの分別の徹底や減量化、リサイクルの促進に努めてきました。

しかし、ごみの排出量は、人口減少に伴い減少傾向にあるものの、村民1人当たりの排出量はさほど変化しておらず、減量化やリサイクル等の一層の促進が求められているほか、山間部を中心に不法投棄が後を絶たず、対応の強化が求められています。このため、広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、村民や事業者の自主的な3R運動の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿については、仁淀川下流衛生事務組合(土佐市、いの町、日高村)で収集・処理していますが、今後とも適正な収集・処理を行っていく必要があります。

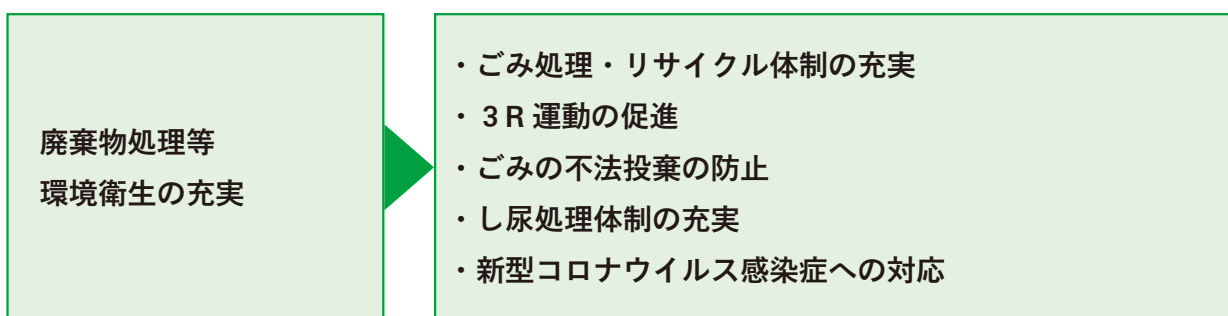
最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ごみやし尿の収集・処理に感染リスクがあるため、感染予防対策の必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

ごみをできるだけ出さない循環型社会づくりに向け、広域的なごみ・し尿処理体制の充実や村民・事業者の3R運動の促進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

- ①広報・啓発活動の推進等により、村民のごみ分別の一層の徹底を促進します。
- ②広域的連携のもと、収集・運搬の効率化や焼却施設、リサイクル施設の適正な維持管理・運営など、高知中央西部焼却処理事務組合や村内の民間中間処理業者によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めるとともに、さらなる広域化への対応を進めていきます。

2) 3R運動の促進

ごみをできるだけ出さない循環型社会の形成に向け、生ごみ処理機の購入補助を引き続き行うほか、ごみの発生抑制・再使用・再生使用に関する広報・啓発活動を積極的に推進し、村民や事業者の自主的な3R運動を促進します。

3) ごみの不法投棄の防止

広報・啓発活動の推進により村民のモラルの向上を図るとともに、村民や関係機関との連携によるパトロール体制の充実を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。

4) し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、収集・運搬の効率化や処理施設の適正な維持管理・運営等、仁淀川下流衛生事務組合によるし尿処理体制の維持・充実に努めます。

5) 新型コロナウイルス感染症への対応

ごみやし尿の収集・運搬・処理の実施については、マスクやフェイスシールドの着用等、感染予防対策を徹底します。



(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、次項のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任	11.6	可燃ごみ処理量	756(151)	670(144)
		不燃ごみ処理量	168 (34)	14 (30)
		資源ごみ(缶・ビン類)処理量	36 (7)	32 (7)
		資源ごみ(ペットボトル)処理量	3 (1)	3 (1)
	12.4	資源ごみ(容器包装プラ)処理量	42 (8)	37 (8)
	12.5	資源ごみ(紙・布類)処理量	115 (23)	98 (21)
	12.8	粗大ごみ処理量	115 (23)	98 (21)

3 水道・生活排水処理の充実

(1) 現況と課題

水道は、健康で快適な住民生活や活力ある産業活動に一日も欠かせない重要な社会基盤です。

本村では、日高村簡易水道事業によって水を供給しており、令和元年度末における給水人口は5,002人、給水普及率は高知県平均(92.0%)を上回る100%となっています。水源は、中央配水区は伏流水と地下水、清流の里配水区は地下水で、両水源ともに清流・仁淀川の恩恵を受け、塩素消毒のみにて水質検査による試験項目をクリアする安全で良質な水を供給しています。

しかし、中央配水区において、創設時から約50年を経過した老朽施設を一部保有しており、その早期改善及び平時の漏水対応が課題となっています。

このような状況を踏まえ、本村では、平成18年度に中央簡易水道事業10箇年計画を策定し、これら老朽管路の基幹改良事業を推進しています。平成27年度に見直しを行い、令和元年度末における進捗率は47.5%となっており、引き続き計画的な事業の推進が必要です。

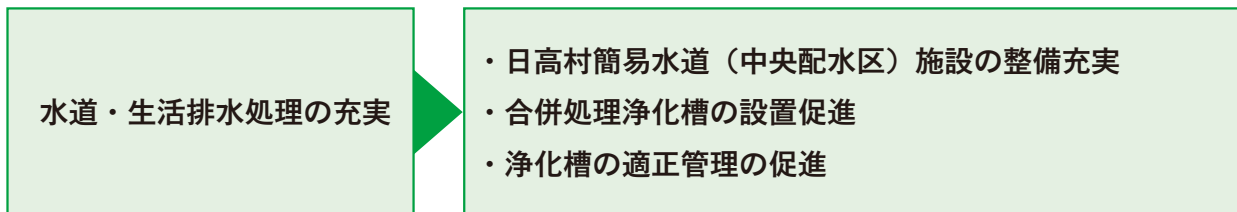
一方、河川等の水質保全と美しく快適な居住環境の確保に向け、生活排水の適正処理が全国的に大きな課題となっています。本村では、現在、合併処理浄化槽の普及を中心に生活排水処理対策を進めており、合併処理浄化槽設置者に対して補助を行い、設置を促進しています。令和元年度末の合併処理浄化槽普及率は56.2%で、県全体の31.3%と比べると高く、今後は、平成30年度に改定した「高知県生活排水処理構想2018」に基づき、村民の水質保全に関する意

識の高揚を図りながら、合併処理浄化槽の設置を一層積極的に促進していくとともに、地域の実情や必要性に応じた処理方法についても検討していく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

安全で良質な水の安定供給に向け、簡易水道施設の整備充実や統合を進めるとともに、河川等の水質保全と美しく快適な居住環境づくりに向け、合併処理浄化槽の設置を促進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 日高村簡易水道（中央配水区）施設の整備

中央簡易水道事業10箇年計画に基づき、老朽管路の基幹改良事業を引き続き計画的に推進し、早期完了に努めます。

2) 合併処理浄化槽の設置促進

広報・啓発活動の推進等を通じ、河川の水質保全や生活排水の適正処理に関する村民の意識の高揚を図りながら、設置者に対する補助を引き続き行い、合併処理浄化槽の設置を促進します。

3) 浄化槽の適正管理の促進

浄化槽が適正に管理され、その機能が十分に発揮されるよう、関係機関との連携のもと、設置者に対する維持管理の指導に努めます。

(4) 目標指標（ベンチマーク）

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標（ベンチマーク）は、下記のとおりです。

図 目標指標（ベンチマーク）

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 6 安全な水とトイレを世界中に 6.b	汚水衛生処理人口（合併処理浄化槽等）	人／年度末 下段:普及率	2,810 (56.2%)	3,305 (71.3%)



第7章

村民との協働の村づくりと行財政改革の推進

1 人権尊重の村づくりの推進

(1) 現況と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、今なお同和問題をはじめとする様々な人権問題が存在しており、これらを解決するための教育の創造と人権文化の確立が求められ、本村では、これまで村民一人ひとりの基本的人権を尊重する村づくりに向け、人権教育・啓発を推進してきました。特に、人権教育研究協議会が中心となって、各分野で取り組んでいる実践や研究を発表し合い、課題解決のための具体的な取り組みを進めてきたほか、人権フェスタの開催や人権カレンダーの配布等による啓発活動を推進し、着実にその成果を上げてきました。

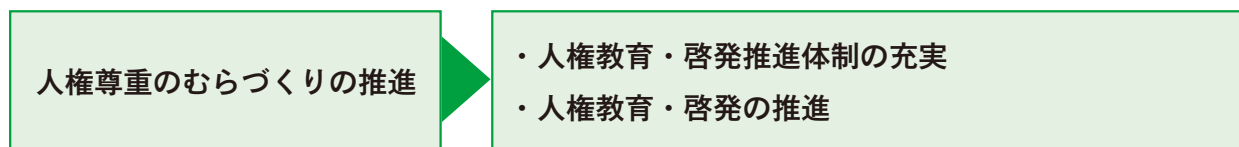
しかし、同和問題をはじめ、子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待など、対応の強化が求められている課題や、インターネットを悪用した人権侵害や外国人への偏見など、新たに対応すべき課題も生じてきています。

このため、今後は、すべての村民が人権問題を自らの生き方にかかわる身近な問題としてとらえ、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、これまでの取り組みを踏まえながら、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに生きることができるよう、効果的な人権教育や人権啓発活動を継続的に推進します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 人権教育・啓発推進体制の充実

村一体となった人権教育・啓発を推進するため、その中心となる人権教育研究協議会の活動促進、指導者の養成・確保に努めます。

2) 人権教育・啓発の推進

学校、家庭、地域、職域、その他様々な場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人に対する人権侵害等の各人権課題を解決するための教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット		目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4 質の高い教育を みんなに	4.7	人権フェスタ参加者数	人/年	40	100

2 男女共同参画社会の形成

(1) 現況と課題

男女がお互いにもその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。

本村では、これまで「日高村男女共同参画プラン」(平成17年度策定)に基づき、啓発活動の推進や女性団体の活動支援等を行い、男女共同参画に関する村民の理解の浸透や女性の社会参画の促進に努めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っているほか、審議会や委員等への女性の登用率も低く、男女がともに社会参画するための条件・環境についても十分とはいえない状況にあります。

また、*DVなどの暴力が社会問題化しており、これへの対応も求められています。

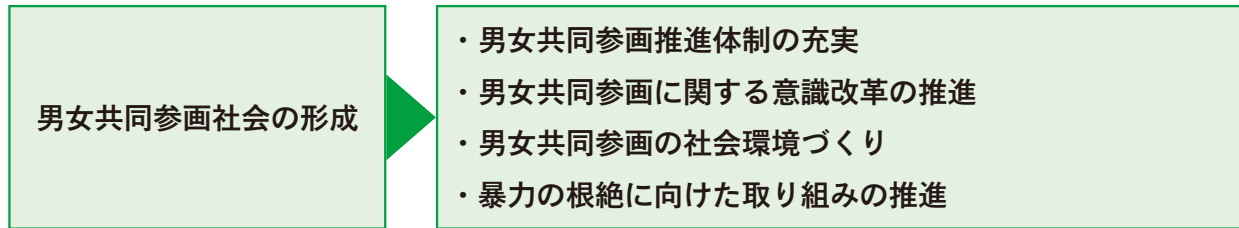
このため、今後とも男女共同参画プランに基づき、また実情に即して見直しを行いながら、意識改革の一層の推進や政策・方針を決定する場への女性の参画促進をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性や能力を十分に発揮することができるよう、意識改革や政策・方針を決定する場への女性の参画を促進するための条件整備、環境整備を進めます。



図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画の取り組みを総合的、計画的に進めるため、関係部門、関係機関・団体相互の連携強化に努めるとともに「男女共同参画プラン」の見直しを行います。

2) 男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習など様々な場を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

3) 男女共同参画の社会環境づくり

- ①審議会等の委員や村管理職への女性の積極的な登用、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。
- ②学習機会の提供や女性団体の活動支援等を行い、女性の能力向上、及び、リーダーの育成を支援します。
- ③男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度の周知、事業所への男女共同参画に関する啓発、農業における労働環境改善の啓発等、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援に努めます。

4) 暴力の根絶に向けた取り組みの推進

DVなどの暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・保護体制の充実に努めます。


(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、次項のとおりです。

*DV／ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略称。配偶者等、親密な関係にあるパートナー等から受ける暴力を意味することが多い。



図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 女性の村管理職の割合	%	45	50

3 コミュニティの育成

(1) 現況と課題

コミュニティ活動とは「自分たちの住んでいる地域の人たちが、あたたかい心と心のふれあいで、お互いに理解し合い、連帯意識を持って、快適でやすらぎとuringおいのある地域社会をつくっていかうとする活動」ですが、限界集落や孤立死が社会問題になるなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されており、その再生と創造が強く求められています。

現在、本村には82の自治会がありますが、全国的傾向と同様に、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等を背景に、自治会活動は全体的に停滞傾向にあります。

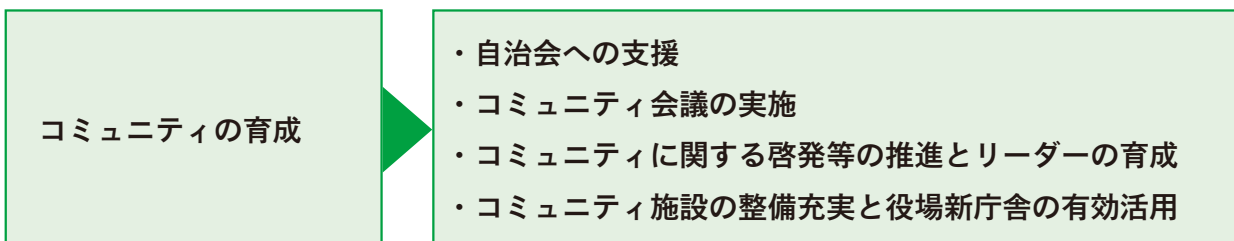
今後は、こうした状況を踏まえ、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動が行われ、支え合い助け合う地域づくり、個性豊かな地域づくりが進められるよう、行政主導とならないよう留意しながら、有効な支援施策を推進していく必要があります。また、令和3年度完成予定の役場新庁舎についても、コミュニティ活動の拠点の一つとして、地域住民の利用しやすい仕組みを構築していくことが求められています。

(2) 施策の方針と施策の体系

地域住民自らによる地域課題の解決や支え合い助け合う地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、コミュニティ活動の活発化を促進する環境づくりを進めます。

地域住民自らの手による地域課題の解決や支え合い助け合う地域づくり、個性豊かな地域づくりに向け、自治会や地区単位でのコミュニティ活動の活発化を促進する取り組みを進めます。

図 施策の体系





(3) 主要施策

1) 自治会への支援

- ①年に1回開催される自治会長会において、各種の情報提供に努めます。
- ②自治会単位で行われる活動に対し、行政としての可能な支援を実施します。

2) コミュニティ会議の実施

5地区における地域コミュニティ会議を開催します。会議では各地区における人口動向等、特に能津地区、沖名地区における急激な人口減少予測を踏まえ、実情に沿った内容で開催し、地域住民との議論を深めます。そのうえ、議論された内容を実行に移すため、各年度における活動計画を策定します。

3) コミュニティに関する啓発等の推進とリーダーの育成

- ①コミュニティに関する広報・啓発活動を行い、村民のコミュニティ活動への参加意識の高揚と自治会未加入者の加入促進に努めます。
- ②地区で活動する人材(リーダー)を育成する研修会を開催し、コミュニティ活動の核となるリーダーの育成に努めます。

4) コミュニティ施設の整備充実と役場新庁舎の有効活用

コミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備充実を進めます。また、役場新庁舎等、村内各種公共施設など、活動しやすい環境づくりに努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 17.17	地域コミュニティ会議の開催数	回/年	0	5 (5地区×1回)
	リーダーづくり研修会回数	回/年	0	5 (5地区×1回)
	コミュニティ活動リーダー数	人 (累計)	0	10 (5地区×2名)

4 村民と行政との協働の村づくりの推進

(1) 現況と課題

ますます複雑・多様化する行政課題に効果的に対応しつつ、個性的で自立した村づくりを進めていくためには、住民と行政とが知恵と力を合わせ、協働の村づくりを進めていく必要があります。

そのためには、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

本村では、広報紙やホームページ、行政連絡会議等を通じた広報・広聴活動を行い、村民への情報提供や意見の反映に努めているほか、情報公開条例のもと、情報公開を推進しています。

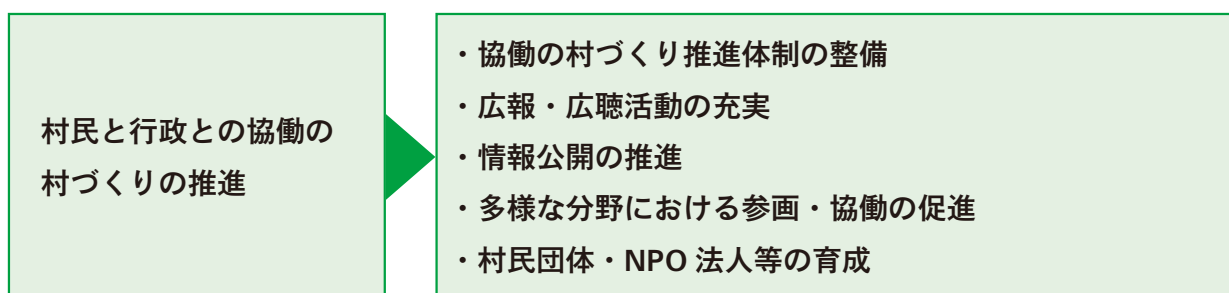
また、審議会や委員会の開催、アンケート調査の実施等を通じた村の計画づくりへの村民参画・協働の促進、各種村民団体の活動支援などに努めています。

しかし、村民が主体的に村づくりに参画・協働するための環境整備は、まだまだ十分とはいええず、今後は、村民・行政ともに意識改革を行いながら、村民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりを進め、協働の村づくり、村民団体やNPO法人、民間企業等がともに担う「新たな公」の取り組みを一層進めていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

村民と行政との協働の村づくり、村民団体やNPO法人、民間企業等がともに担う「新たな公」の取り組みを一層進めるため、情報・意識の共有化や新たな関係の構築を進めます。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 協働の村づくり推進体制の整備

①広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等により、協働の村づくりに関する村民の意識改革と気運の醸成を図ります。

②先進自治体の取り組みに関する講習会の開催や視察研修の実施等により、協働の村づくりに関する職員の意識改革とスキルアップを図ります。



③村民団体やNPO法人、民間企業、行政等が相互の連携を図るための村づくり連絡会を定期的
に開催し、情報交換を行います。

2) 広報・広聴活動の充実

- ①広報紙やホームページ、IP告知端末等を活用し、広報活動の充実に努めます。
②行政連絡会議の開催はもとより、新たな広聴手段の検討・導入を行い、広聴活動の充実に努
めます。

3) 情報公開の推進

村民参画による公正で開かれた村政運営を進めるため、文書管理体制の充実のもと、個人
情報の保護に留意しながら情報公開を推進します。

4) 多様な分野における参画・協働の促進

村の各種計画づくりやその評価・見直しに際し、審議会・委員会の委員の一般公募、アンケー
ト調査の実施、*パブリックコメントの実施等を図り、村の政策形成への村民の参画・協働を促
進します。

また、指定管理者制度の活用や民間委託の推進等により、公共施設の整備・管理や公共サー
ビスの提供への村民団体、NPO法人、民間企業等の参画・協働を促進します。


5) 村民団体・NPO法人等の育成

協働の村づくりの担い手として、村民団体やNPO法人等の育成・支援に努めます。

(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールと ターゲット	目標指標名	単位	基準値 (R1)	目標値 目標年度 (R7)
 17 パートナシップで 目標を達成しよう 17.17	職員対象スキルアップ 講習会の開催回数	回/年	4	4

*パブリックコメント／公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、
広く公に(＝パブリック)、意見・情報・改善案など(＝コメント)を求める手続きをいう。公的な機関
が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させ
ることによって、よりよい行政を目指すもの。



5 自立した自治体運営の推進

(1) 現況と課題

地域主権の進展に伴い、これからの自治体には、自らの地域の未来を自らが主体的に考え、持続的に経営していくことができる行財政能力が一層強く求められます。

本村では、これまで地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、行政コストの削減はもとより、村民との協働を基本とした新たな行財政システムの確立を目指し、「行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づき、行財政改革を積極的に推進し、各種財政指標の改善が図られる等、大きな成果を上げてきました。

また、本村の庁舎は、狭小である上、老朽化が著しく、サービス向上の妨げとなっていることに加え、有事の際の災害対策本部としての機能を果たすことが困難であるため、令和元年度から新庁舎の建設を行い、対策を講じています。

しかし、国の三位一体改革の影響や景気悪化の長期化などにより、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるとともに、一方では、少子高齢化の進行や安全・安心の時代の到来等、社会・経済情勢の変化に伴い、村行政に求められる役割は一層複雑・多様化していくことが見込まれます。

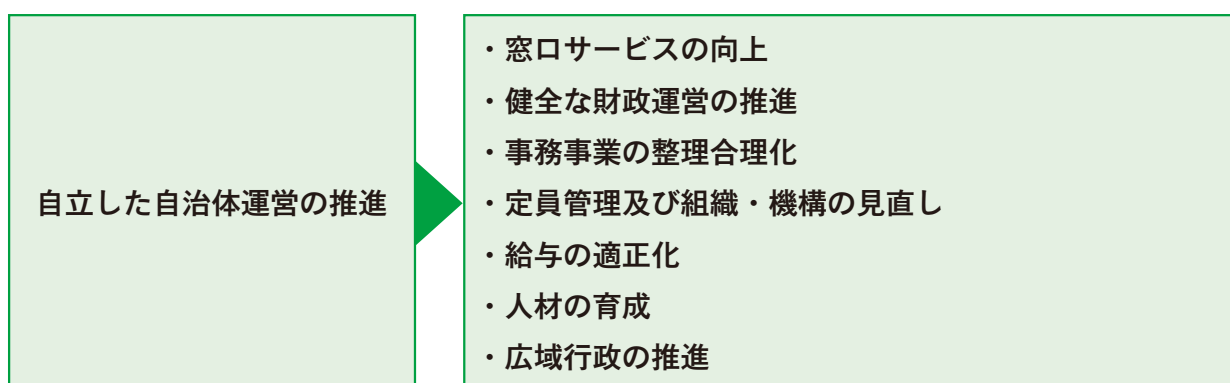
このようななか、持続的で安定的な行政サービスを提供しながら、地域主権時代にふさわしい自立した自治体を創造・経営していくためには、新公共経営の視点に立ち、行財政全般について常に点検・評価し、さらなるスリム化と質的向上を進めていく必要があります。

このため、今後とも「集中改革プラン」(平成20年度改訂)に基づき、また、適宜見直しながら、村民サービスの向上に向けた取り組みや財政の健全化、事務事業の整理合理化、定員管理及び組織・機構の見直し、給与の適正化、人材の育成など、さらなる行財政改革を積極的に推進していく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

地域主権の時代にふさわしい自立した自治体を創造し、持続的に経営していくため、これまでの取り組みを踏まえ、行財政改革を積極的に推進します。

図 施策の体系





(3) 主要施策

1) 窓口サービスの向上

*ワンストップサービスの充実など窓口サービスの向上に向けた取り組みを進めます。

2) 健全な財政運営の推進

滞納整理体制の維持・充実や使用料・手数料の見直し、公有財産の有効活用等による歳入の確保、職員のコスト意識改革の推進や事務事業の整理合理化等による歳出の見直しを図るとともに、財政状況の分析を行いながら、効率的な財源配分を図り、健全な財政運営を推進します。

3) 事務事業の整理合理化

行政評価制度の導入・定着化を図りながら、事務事業のさらなる見直しを行い、その改善、及び、整理合理化、民間委託等を推進します。

4) 定員管理及び組織・機構の見直し

数値目標に基づき、計画的な定員管理を行うとともに、村民ニーズや社会・経済情勢の変化に応じ、機能的な組織・機構への再編を行います。

5) 給与の適正化

職と責任に応じた給与体系の確立のもと、職員給与の適正化を図ります。

6) 人材の育成

職員研修の充実や成果主義に基づく人事評価制度の導入等により、地域主権の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

7) 広域行政の推進

- ①土佐市、及び、いの町との連携のもと、既存の広域施策・共同事業の効率的な推進に努めます。
- ②仁淀川流域自治体との連携のもと、今後の広域行政のあり方について検討し、それに基づく取り組みを推進します。

*ワンストップサービス／ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。



(4) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
	17.14 実質公債費比率習会の開催回数	%	8.7%	16.0
	経常収支比率	%	88.2%	90.0
	将来負担比率	%	△19.7%	0





第8章

重点プロジェクトの推進

1 浸水被害の少ない日高村づくりプロジェクト

(1) 現況と課題

本村における水害の歴史は過去三百年有余年に遡り「日高村の歴史は水害の歴史」と言われ、先人の血と汗の闘いの跡が刻み込まれています。

本村の中央部を流れる日下川は勾配の緩い河川で、ひとたび大雨がくると、仁淀川より水が逆流して内水被害を起こし、昭和50年の台風のときは、流域に溢れた内水や土砂災害により25名もの尊い命が奪われる甚大な災害を被りました。さらに、平成26年8月1日から5日までの台風12号及び8月7日から11日までの11号の豪雨により日下川・戸梶川が広範囲にわたり氾濫し、延べ224戸(床上127戸・床下97戸)もの家屋が浸水するなど甚大な被害が発生しました。

現在、水との闘い最終章として、再度の床上浸水被害を発生させないよう、国は日下川からの内水処理対策として日下川新規放水路を整備、県は日下川・戸梶川の河道掘削による河川改修、村は局所的に低い家屋の床上浸水対策を実施し、三者が連携して床上浸水対策の推進を図っています。また、実績浸水深の標示や土地利用規制を含む総合治水条例の制定に取り組んでいます。

また、日下川新規放水路は高度な技術を必要とする日本最長級(5.2km)の水路トンネルであり、国土交通省のインフラツーリズム魅力増進プロジェクトにおいて、2020年に社会実験を実施するモデル地区に選定されました。

(2) 施策の方針と施策の体系

水との闘い最終章として、ハード事業(日下川新規放水路等の整備)とソフト事業(総合治水条例の制定)の両面から総合的な治水対策に取り組み、村の治水安全度を高めます。

さらに、日下川新規放水路が国土交通省のインフラツーリズム魅力増進プロジェクトのモデル地区に選定されたことを受けて、社会実験の実施に取り組み、水害に関わる歴史や放水路の整備による治水安全度の向上等を発信します。加えて、周辺地域の観光資源等と連携し、日高村の新たな観光資源として、ツアーコンテンツ等の構築を図ります。

図 施策の体系

浸水被害の少ない
日高村づくりプロジェクト

- ・ 日下川新規放水路等の早期完成
- ・ 総合治水条例の制定
- ・ インフラツーリズム魅力増進プロジェクトの実施

(3) 主要施策

1) 日下川新規放水路等の早期完成

国や高知県等と連携し、日下川床上浸水対策特別緊急事業等の早期完成を目指します。

2) 総合治水条例の制定

条例策定委員会を設立し、村民への周知と理解の促進を図り、総合治水条例の制定に取り組みます。

3) インフラツーリズム魅力増進プロジェクトの実施

社会実験として、日下川新規放水路や調整池等の社会科見学を行い、放水路の高度な技術や本村の水害の歴史と先人の足跡等に関する学びの機会を創出します。

さらに、仁淀ブルーに関連した観光資源や日高村オムライス街道等との連携を図り、日高村の新たな観光コンテンツとしてツアープログラム等の構築を目指します。


(4) 主要な事業主体

主要な事業主体は、国、高知県、日高村、村民、村内事業者等です。

(5) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを統合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 8 働きがいの 経済成長も	8.9 インフラツーリズム 魅力増進プロジェクトの実施	件/年	0	10

2 地域ブランディング再構築プロジェクト

(1) 現況と課題

地域ブランディングは、認知度や好感度等を高め、経済行動等の喚起を促すとともに、地域を誇りに思う(感じる)住民の拡大等の効果が期待されています。

自然、食、産業、歴史、暮らし、スポーツ、人等は、本村の地域イメージを形成する資源であり、地域の魅力は同センスの資源集積でつくられます。現在、本村は、県都高知市との良好なア



クセスや自然と共生する生活環境等を軸に「日本の、高知県の、ほどよい田舎」として、村のイメージを発信していく必要があります。

村外からみた本村のイメージは、日高まるごとイタリアンプロジェクトによるフルーツトマトや日高村オムライス街道等の印象が強く、これに加えて、仁淀ブルーに関連した広域観光の取り組みや移住者等による地域ビジネスの起業等、地域イメージの資源となる新たな事業も誕生しています。

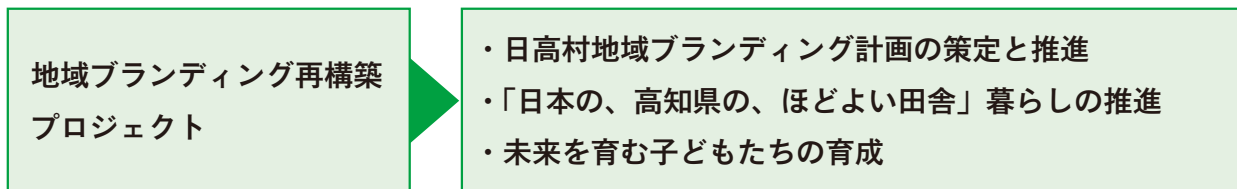
これからの地域情報は、産業振興や交流促進に加えて、U・I・Jターンや定住の促進、さらに、地域の風土(地域の誇りづくり等)を視野に入れた内容の発信が重要となるため、時代に即した視点で地域資源の見直しを図り、これらに基づいた日高村の地域イメージの再構築(地域ブランディング)を行う必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

本村の地域ブランディングの再構築を通して、認知度と好感度等をさらに高め、産業の振興、交流の促進、雇用の創出等を図るとともに、「日本の、高知県の、ほどよい田舎」の生活環境やライフスタイル等を発信し、U・I・Jターンや定住の促進等を図ります。

さらに、地域を誇りに思う住民の拡大等の人的効果を村の子どもたちに展開し、次世代の誇りづくり(人材育成)等を図ります。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 日高村地域ブランディング計画の策定と推進

村の地域資源等を調査分析し、その成果等をもとに地域ブランディング計画とプロモーション戦略等を策定し、プロモーション等の実施に取り組みます。

2) 「日本の、高知県の、ほどよい田舎」暮らしの推進

地域ブランディング計画と連携して、日高村のライフスタイル等に関する情報を集約し、現役世代等への発信を通して、U・I・Jターンや定住の促進等を図ります。

3) 未来を育む子どもたちの育成（村の誇り等の醸成）

地域ブランディング計画と連携して、学習資源の整理と学習プログラムの作成に取り組み、タブレットや村内の社会科見学(放水路見学、農業体験、工場見学等)等による地域学習、三世交代交流等による歴史や文化の伝承(語り部づくり等)等を図ります。

(4) 主要な事業主体

主要な事業主体は、高知県、日高村、村民、村内事業者等です。

(5) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 11 住み続けられるまちづくりを	11.a UIターンの世帯数	世帯/年	5	10
 12 つくる責任 つかう責任	12.8 ホームページアクセス数	件/月	4,979	6,000
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 子どもたちに対する 地域学習等の開催	件/年	0	15

3 村内企業就業者のための集合住宅の建設プロジェクト

(1) 現況と課題

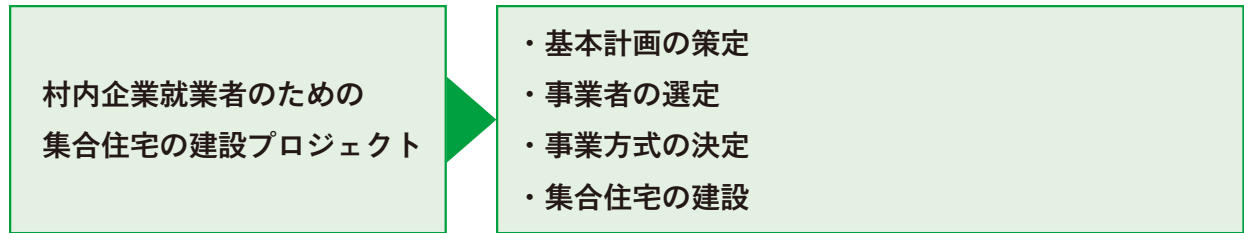
本村には優良な企業が多数ありますが、就業者の居住地は、日高村ではなく、いの町等の周辺市町に分散しています。また、研修就業者等の居住施設も不足しています。事業の安定には人材の確保が不可欠であり、従業員のための住居の確保等が重要となります。

(2) 施策の方針と施策の体系

本村の企業等で働く就業者や研修就業者等のための集合住宅の建設に取り組み、村内企業における人材の確保(雇用の促進、事業の安定化)と社会人口の増加等を図ります。



図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 基本計画の策定

村と村内企業数社とでNPO法人等を組織し、敷地の選定、基本計画の策定を行います。

2) 事業者の選定

事業方式と事業者の選定を行います。

3) 事業方式の決定

基本計画には、立地候補地、入居者の想定、集合住宅のプラン、事業方式の決定等を定め、民間の資金とノウハウを活用する事業方式として、*PFI方式、*BTO方式、*リース方式等を想定とし、この事業に最善な方式を用いることとします。

4) 集合住宅の建設

委託事業者が、基本計画をもとに実施設計を行い、建設事業等を実施し、完成後、集合住宅の供用を開始します。

(4) 主要な事業主体

主要な事業主体は、NPO法人等(村内企業と村とで構成)とします。

*PFI方式／民間事業者の資金、経営能力、技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う方式。

*BTO方式／施設の建設を民間事業者が行い、完成直後に公共に所有権を移転して、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。



*リース方式／資本力のある民間事業者等が施設を建設・所有し、その施設の維持管理・運営を運営企業にリースする方式。



(5) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	9.1 プロジェクトによる集合住宅の 供給	戸/年	0	10
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	17.17 官民連携による事業主体の設立	件	0	1

4 カルテット・プロジェクト(家庭・地域・教育・福祉の連携)

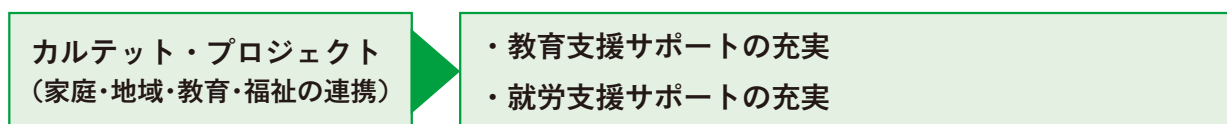
(1) 現況と課題

本村では、家庭・地域・教育・福祉の四者がそれぞれ役割を持ち、子ども達の社会的自立を見据えてお互いに連携し、様々な場面でその役割を果たしています。しかし、環境や何らかの要因によって、自分の力では集団に適應できない子ども達には特別な手助けが必要です。そのような子ども達を教育分野がリードして、四者が支援する仕組みづくり(「カルテット・プロジェクト」という。)及び充実によって、社会の一員として活躍できる大人に導いていく必要があります。

(2) 施策の方針と施策の体系

特別な手助けを必要とする子どもに対し、関係諸機関と連携し、集中的・継続的な支援を行い、人生の各ステージで、多様な支援が切れ目なく行われる村を目指します。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 教育支援サポートの充実

0歳～小中高生における不登校傾向・不登校・養育放棄等を対象としたケース認定やコーディネーター教諭によるプランをもとに支援計画を立て、日常的に学習支援体制の強化に取り組みます。



2) 就労支援サポートの充実

15歳～20歳の問題行動・家庭崩壊・引きこもり等のケースにおいて、教育支援サポートと同様に支援計画を立て、就労に向けた生活訓練などのサポート体制の強化に取り組みます。


(4) 主要な事業主体

主要な事業主体は、日高村、日高村教育委員会です。

(5) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 4 質の高い教育を みんなに	4.5 ケース認定者の就労就学実現率	%	0	100

5 JR日下駅の再生活用プロジェクト

(1) 現況と課題

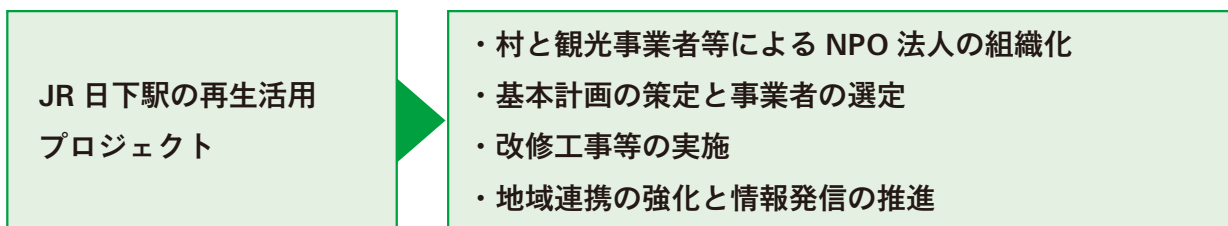
JR日下駅の歴史は古く、大正14年(1924年)3月30日に高知線(須崎-日下間)が開通したときの終着駅として開業しましたが、同年11月15日に、高知線は高知駅まで延伸し、日下駅は途中駅となります。

JR日下駅は、現在は無人駅ですが、高知市等への通勤や通学等で利用されています。しかし、駅舎は老朽化が進み、当時の面影と歴史のある駅舎を残すためには、耐震等を含む改修が必要です。

(2) 施策の方針と施策の体系

近年は、ローカル線を巡る旅に、鉄道ファンのみならず、ゲストハウス等を利用する旅行者の注目を集めるようになりました。そこで、動態保存を起点に駅舎のリノベーションを図り、日下駅の歴史を伝えるミュージアム機能や交流機能等を配置して、のんびり時間を楽しむ村の観光資源等として、仁淀川観光や日高村オムライス街道等と連携し、新たな村のファンづくりと交流人口の拡大を図ります。

図 施策の体系



(3) 主要施策

1) 村と観光事業者等によるNPO法人の組織化

村と観光事業者等とでNPO法人等を組織化し、基本計画の策定、事業方式(民間の資金とノウハウの活用)と事業者の選定を行います。

2) 基本計画の策定と事業者の選定

基本計画には、歴史資料等の調査、利用者の想定、設計プラン、事業方式の決定等を定め、NPO法人等の組織が、基本計画をもとに、事業者を選定し、設計及び建設事業等を実施します。

3) 改修工事等の実施

委託事業者が、基本計画をもとに実施設計を行い、改修工事等を実施します。

4) 地域連携の強化と情報発信の推進

仁淀川観光や日高村オムライス街道等、村内の観光事業者や駅周辺の飲食店等との連携を構築し、利用者サービスの向上を図ります。さらに、オープンに向けて、PRプロモーション(ホームページ等による情報発信等)を行います。


(4) 事業主体

事業主体は、観光事業者等と村で組織化する(NPO法人等)です。

(5) 目標指標(ベンチマーク)

SDGsのゴールとターゲットを抱合した目標指標(ベンチマーク)は、下記のとおりです。

図 目標指標(ベンチマーク)

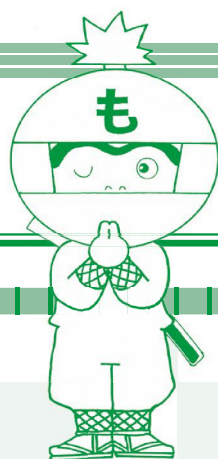
SDGsのゴールとターゲット	目標指標名	単位	基準値(R1)	目標値 目標年度(R7)
 17.17	官民連携による事業主体の設立	件	0	1



第3部

資料編

第1部
序論





1 日高村の概要

(1) 位置と地勢、沿革等

本村は、高知県のほぼ中央部に位置し、北から東は仁淀川を隔てていの町、南は土佐市、西は佐川町、及び、越知町と接し、東西は10.0km、南北は9.2kmの広がりを持ち、総面積は44.85km²です。

北部には標高530mの妙見山、南部には標高440mの大堂山を有し、これらの山地に囲まれた盆地状の中央部にはJR土讃線及び国道33号が走り、沿線に住宅地や農地が形成されています。

1) 気候

気温は、土佐湾沖の黒潮の影響で、年間平均気温は16℃前後と比較的温暖ですが、盆地状の地形であるため、昼夜の温度差が大きくなっています。

また、年間降水量は平均約2,900mmで、梅雨から台風の季節に雨が多く降ります。冬期は、大陸から吹きつける季節風が中国・四国山脈にさえぎられるため、降雨・降雪量は少なく、太平洋岸特有の気候となっています。

2) 沿革

本村の歴史は古く、土佐二ノ宮小村神社史に用明天皇2年(西暦586年)建立とあることから、上古より開けた地域であることがわかります。

平安時代は別府氏、鎌倉時代には三宮氏が治めましたが、長宗我部氏の台頭とともに三宮氏はその門にくだりました。藩政時代になってからは、日下、能津は山内氏、岩目地、加茂は深尾氏に属した郷政のもとに明治維新に至る280年間を経過しました。

その後、明治11年の郡制及び明治22年の町村制施行により、日下村、能津村、加茂村の3村となり、その後、昭和28年の町村合併促進法の施行により、昭和29年10月15日に、日下村、能津村、加茂村の一部が合併し、現在の日高村となりました。

3) 人物

古い歴史を持つ本村は、これまで数多くの優れた人物を世に送り出してきました。

今から約300年前に義賊的な忍者として活躍したといわれる日下茂平をはじめ、三宮親庸、能津左兵衛などの戦国時代の武将や、吉村新左衛門重益、宮地平三郎などの近世史上の人物、北添佶磨、宮地宣蔵等の維新・勤王の志士のほか、近代においても、眼科医や政治家、実業家として活躍した町田旦龍、高知を代表する洋画家である高橋虎之助等、数多くの偉人たちを輩出しています。

(2) 人口と世帯

1) 人口

平成27年の国勢調査によると、本村の総人口は5,030人となっています(令和2年の国勢調査の速報集計では4,826人。男女別・年齢別人口は未公表)。

本村の人口の動向は、昭和60年の6,341人をピークに減少傾向で推移しています。人口増減率は、平成17年から平成22年の人口増減率は-1.2%、平成22年から平成27年の人口増減率は-7.6%でした。

また、平成27年の国勢調査の年齢3区分別の構成をみると、15歳未満の年少人口は472人(9.4%)15歳から64歳までの生産年齢人口は2,582人(51.3%)65歳以上の老年人口は1,976人(39.3%)となっています。

これを全国及び高知県と比較すると、年少人口比率(9.4%)は全国平均(12.6%)や県平均(11.6%)を下回り、老年人口比率(39.3%)は全国平均(26.6%)や県平均(32.8%)を上回り、少子高齢化が急速に進行していることがうかがえます。

さらに、地区別による人口動向を住民基本台帳でみると、昭和の合併時から加茂地区を除く他の地区での人口減少が激しく、特に能津地区における人口減少が著しいものとなっています。

2) 世帯

平成27年の国勢調査の一般世帯総数は1,961世帯となっています。(令和2年の国勢調査の速報集計では1,976世帯)。このうち、単身世帯は529世帯(27.0%)で、さらに高齢単身世帯にしばると366世帯(18.7%)となっています。また、高齢夫婦世帯(夫65歳以上で妻60歳以上の夫婦一組の世帯)は324世帯(16.5%)で、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯の割合は総世帯数の35.2%となっており、全国平均の22.5%よりも高くなっています。

(3) 就業構造

平成27年の国勢調査の就業者人口の総数は2,310人で、平成22年の2,432人より微減となっています。

これを産業3部門別の構成をみると、第1次産業は255人(11.0%)第2次産業は、511人(22.1%)第3次産業は1,411人(61.1%)となっています。構成比を平成22年と比較すると、第1次産業は1.0ポイント増、第2次産業は4.5ポイント減、第3次産業は2.3ポイント減となっています。

さらに、全国及び高知県の平均値と比較すると、第1次産業の構成比率(11.0%)は全国平均(4.0%)を上回るものの県平均(11.4%)を下回り、第2次産業の構成比率(22.1%)は全国平均(25.0%)を下回るも県平均(16.6%)を上回り、第3次産業の構成比率(61.1%)は全国平均(71.0%)や県平均(68.7%)を下回り、本村は第2次産業の構成比率が高いこと(高知県下7位)が特徴となっています。



2 SDGsのゴールとターゲット

2. 飢餓をゼロ

- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。

3. すべての人に健康と福祉を

- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。

4. 質の高い教育をみんなに

- 4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4. 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

6. 安全な水とトイレを世界中に

- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

8. 働きがいも経済成長も

- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのあ

る人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。

9.産業と技術革新の基盤をつくろう

9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。

10.人や国の不平等をなくそう

10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

11.住み続けられるまちづくりを

11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

11.6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

12.つくる責任 つかう責任

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



13.気候変動に具体的な対策を

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

15.陸の豊かさを守ろう

15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

17.パートナーシップで目標を達成しよう

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

3 日高村振興計画審議会条例(昭和44年12月18日条例第259号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、日高村振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、日高村振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 村議会の議員 6人
- (2) 村教育委員会の委員 1人
- (3) 村農業委員会の委員 1人
- (4) 村の職員 2人
- (5) 学識経験者 5人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



4 振興計画諮問書、及び、振興計画答申

(1) 振興計画諮問書

令和2年10月6日
日高村総合振興計画審議会 会長 大谷 英二 様
日高村長 戸梶眞幸
第6次 日高村総合振興計画(案)について(諮問)
第6次日高村総合振興計画を策定するにあたり、下記事項について諮問します。
記
第6次日高村総合振興計画(案)について
(1)基本構想
(2)基本計画

(2) 振興計画答申

令和3年3月1日
日高村長 戸梶眞幸 様
日高村総合振興計画審議会 会長 大谷 英二
第6次 日高村総合振興計画(案)について(答申)
令和2年10月6日に本審議会に対し諮問のあった、第6次日高村総合振興計画(案)については、慎重審議の結果適当であると認める。
この計画は、村行政運営の指針となるべきものなので、これに基づき実施計画をすみやかに策定するとともに、国及び県の協力を得て、社会経済情勢の推移に対応して弾力的に運用し、将来像の実現に努力すべきである。
以上のとおり答申する。

5 日高村振興計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
条例3条2項1号委員 (村議会の議員)	戸梶 章	議長	
	池田 雄	副議長	
	藤原 利彦	総務常任委員長	
	西川 龍子	経済建設厚生常任委員長	
	野村 重夫	運営委員長	
	尾崎 政廣	振興対策特別委員会副委員長	
条例3条2項2号委員 (村教育委員会の委員)	鎮西 範於	教育長職務代理者	
条例3条2項3号委員 (村農業委員会の委員)	竹田 芳則	農業委員会会長	
条例3条2項4号委員 (村の職員)	藤田 浩	副村長	副委員長
	吉岡 優誠	教育長	
条例3条2項5号委員 (学識経験者)	大谷 英二	高知工科大学名誉教授	委員長
	田中 等	商工会会長 観光協会会長	
	廣瀬 成典	仁淀川地域本部	
	山本 幸子	日高村社会福祉協議会 会長	
	中山 美佳	農村女性リーダー	



6 日高村振興計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
藤田 浩	副村長	委員長
山崎 明	企画課長	
山内 浩江	企画課 課長補佐	
今井 明秀	総務課 課長補佐	
長尾 和明	総務課 主幹	村づくり推進係
森澤 かえで	住民課 課長補佐	
池田 充	住民課 主幹	村づくり推進係
安部 拓大	健康福祉課 課長補佐	
山田 雄也	健康福祉課 主幹	村づくり推進係
西村 篤史	建設課 課長補佐	
森 昭三	建設課 係長	村づくり推進係
今井 由香	教育委員会 次長補佐	
大川 健輔	教育委員会 係長	村づくり推進係
藤岡 明仁	産業環境課 課長補佐	
山本 奈央	産業環境課 係長	村づくり推進係
田内 優成	地域支援企画員	
戸梶 泰彰	企画課 係長	事務局

7 第6次日高村総合振興計画にかかる取り組み

年月日	適用
令和2年6月10日	株式会社 アークデザイン研究所と委託契約締結
令和2年6月10日～7月10日	基本構想（第1次案）の作成
令和2年7月14日	第1回 第6次日高村振興計画策定委員会の開催 【主な内容】 ○第日高村総合振興計画の役割、位置づけ等 ○基本構想（第1次案）の検討 ○プロジェクト検討シートの作成依頼 ○第5次計画の達成状況シートの作成依頼 ○計画策定スケジュールの確認
令和2年7月15日～9月1日	第5次計画の達成状況シートの作成
令和2年7月20日	村長インタビューの実施
令和2年9月15日	第2回 策定委員会の開催 【主な内容】 ○基本構想（原案）の検討 ○基本計画（案）の作成依頼
令和2年7月15日～9月15日	第5次計画の点検と評価書の作成
令和2年8月1日～9月25日	基本構想（原案）の作成
令和2年9月1日～9月30日	基本計画（各課提出案）の作成
令和2年10月6日	第1回 第6次日高村振興計画審議会開催 【主な内容】 ○委員委嘱と任命 ○基本構想（案）の説明と審議
令和2年10月6日	第5次日高村総合振興計画（案）についての諮問
令和2年10月13日	第3回 策定委員会の開催 【主な内容】 ○基本計画（各課提出案）の検討 ○目標指標（ベンチマーク）の検討
令和2年10月13日～10月30日	基本計画（第1次案）の作成
令和2年11月1日～11月16日	基本計画（原案）の作成
令和2年11月1日～11月20日	基本構想（案）の作成
令和2年11月24日	第4回 策定委員会の開催 【主な内容】 ○基本計画（原案）の検討 ○基本構想（案）の承認
令和2年11月25日～12月5日	基本計画（案）の作成
令和2年12月21日	第2回 第6次日高村振興計画審議会開催 【主な内容】 ○第6次日高村振興計画（基本構想・基本計画）案の承認
令和2年12月22日～令和3年1月25日	○第6次日高村総合振興計画（案）の修正
令和3年1月26日	第5回 策定委員会の開催 【主な内容】 ○総合振興計画（案）の承認
令和3年2月16日～2月28日	○第6次日高村総合振興計画に対する意見公募
令和3年3月1日	○第6次日高村総合振興計画（案）についての答申《答申》

第6次日高村総合振興計画

令和3年3月 高知県日高村

〒781-2194 高知県高岡郡日高村本郷61-1

TEL:0889-24-5111 FAX:0889-24-7900

mailアドレス:daihyo@vill.hidaka.kochi.jp

ホームページ:<http://www.vill.hidaka.kochi.jp/>

